

牧囑託解職問題

サントス丸渡航者バストス移住地退去問題

チエテ移住地入植絶対拒絶問題

バストス移住者代表陳情事件

小田耕介バストス移住地放逐問題

バストス移住地不適當論

土地購入費高價に過ぐるとの論

等々々、あゝこれは大變だつたなと思つた。

三、アマゾン開拓陣

昭和三年
以後のこと

邦人アマゾン進出の組織的に開始されたのは、昭和三年南米拓植、アマゾン興業兩會社創立以後のことである。これ以前にも、少數の邦人が、パラ州の首都ベレン市、アマゾナス州のマナオス市等に進出してゐたのであるが、ほんのさゝやかなものであつて、問題になら

パラ州
統領と
田付七太

なかつた。たゞ僅かに柔道家前田光世がベレン市に定住し、官民の間に信望を蒐めてゐたといふ程度だ。

土地提供
の申出

大正十二、三年頃、パラ州の州統領ジュニオ・ベンテスが、その州統領としてリオから赴任の際、駐伯大使田付七太に「今度自分の行くところは、土地は廣いが金はない。日本の方から移民を入れて呉れるなら、いくらでも便宜を計る。是非頼む」といふ意味のことを言つた。田付は大した興味も感じなかつたが、とにかくこの意味のことを本省に通じた。移民課長赤松祐之がこれに注意し、蘆澤安平なる農學士を實地視察に出したものだ。これと前後して、野田良治、森本海軍武官の兩名が、リオからこの方面に出張視察した。大正十四年、パラ州政府は、邦人に依る開發を希望し、廣大なる土地を提供する旨、正式に申出た。邦人のアマゾンに對する關心は、これより勃興するのである。これより十數年前、明治四十五年、鈴木貞次郎がアマゾンを踏査した。千九百十二年、私は中央政府のゴム保護政策のためにつかはれて、ブラジル河沿岸の探検隊に加はり、足殆んどギアヤの近くに達し、これを當時の大阪朝日に「アマゾン河畔より」アマゾナスを下航しつゝ」の二記事を送り、日本民

明治四十
五年の探
検

調査團派
遣

族の使命はアマゾナス開發にあることを、切實に論議した（農業のブルジル第六卷第九號）。大正十四年、パラ州政府より廣大な土地提供の申出があると、翌十五年、福原八郎を團長とする一行十名が、土地調査のため現地に向つた。同年また駐伯大使田付七太の一行がブラー、アマゾナス兩州政府を訪問し、且つ兩州の事情を調査するところがあつた。この年、ニューヨーク在留邦人有志者が主となつて、南米企業組合なるものを組織し、パラ州ブラガンサ鐵道沿線カスターニャールに、二千七百七十町歩の農場を購入した。

百三萬町
歩の下附

福原等の一行は、現地到着後先づパラ州政府提供のカピン河流域を調査した。うまくなかつた。州政府は更にアカラー河を指定して、その調査を希望した。調査の結果は非常によかつた。福原はこゝに土地六十萬町歩を選定した。更にモンテアレグレ郡に四十萬町歩を選定し、別に他の地方に合計三萬町歩の土地を選び、總面積百三萬町歩の下付を受けることにした。

南米拓植
會社

州政府と福原との右土地コンセッション契約に基づき、昭和三年八月、南米拓植株式會社（資本金一千萬圓）が創立せられ、次で同社の現地に於ける代行機關として、コンバニニア。

粟津、山
西、アマ
ソナス州
との契約

デ・プランタソン・ニツポニカ・ド・ブラジルなる伯國會社が設立された。四年七月、第一回移住者百八十名が、もんでびでを丸で神戸を出帆した。アカラーの移住地に入るのである。一行は九月現地に到着した。移住者は爾後引續き輸送された。

百萬町歩
土地選定

昭和二年三月、粟津金六、山西源三郎の兩名は、アマゾナス州當局との間に、土地百萬町歩のコンセッションに關するオブション契約を締結した。アマゾナス州も、パラ州と同じく、日本の資本と勞力を誘入して、土地開發を行ひたき希望を持つてゐたのである。三年八月、粟津金六、上塚司（山西の委任）は、外務省補助の下に、第一次調査を行ひ、五年また第二次調査を実施して、契約に基づく土地百萬町歩の選定を完了した。上塚は第二次調査の際、同州パリンティンス郡パリンティンス市附近に千五百町歩の耕地を購入、六年、日本高等拓植學校卒業生四十二名、同行者六名、計四十八名をこゝに送つた。同年三月、上塚は東京にアマゾニヤ産業研究所を設立した。

アマゾン
興業株式
會社

昭和三年九月、澤柳武雄らによつて、資本金二十五萬圓のアマゾン興業株式會社が創立された。同年十月、同會社は大石小作の名義で、アマゾナス州マウエース郡役所々在地マウエ

一ノ町附近に、州有地二萬五千町歩の下付を受けた。四年、五年の二回に亘り、合計百名の移住者がこゝに入つた。海外植民學校長崎山比佐衛、アマゾン實査の結果、マウエース方面に着目し、五年、今井修一を送つて、土地五百町歩を購入、直ちに同校卒業生を送つて開拓に着手させた。

大正十四年、パラ州政府の土地提供申出後、俄かに展開した邦人アマゾン開拓の陣容かくの如し。千早振る神代ながらの天園に移し植ゑなむ大和民草——昭和三年八月、田付七太詠むところ歌。アマゾン開拓に向はんとするものには、みなこの意氣があつた。上塚司、日本高等拓植學校卒業生を、初めて前記パリンティンスに送るに際し、

海路遙かにアマゾンの

パリンチンスに来て見れば

天の潤ひ地の恵み

生々として蔽へ立つ

原生林の廣がりは

天園に移
植ゑなむ
大和民草

アンデス
以東三千
里

アンデス以東三千里

福原八郎は、南米拓植會社々長として現地に踏み止つた。移住地内にはいろいろな設備が出来た。移住者は一時一千數百人に達した。移住者の増加と共に、各種の世評が生じ、移住地の現状慘憺たりと傳へられた。事實移住者は相當の困難に遭遇したらしい。その後、同社經營の移住地が、どのやうな状況にあるのか、詳かにしないけれども、現に同地に残つてゐるものは數百人に過ぎぬ。

五反田貴
己の計畫

昭和六年、五反田貴己なるもの、福原提供の百町歩の土地に入植すべく、青年四十名を率ゐてアマゾンに渡つた。しかし統率が困難であつたのか、青年達が薄志弱行であつたのか忽ちにして四散してしまつた。アマゾン興業株式會社は、昭和七年二月、資本金二十五萬圓を半額の十二萬五千圓に減資し、爾來殆んど立消える姿である。送られた移住者は大部分去つてしまつて、少數の殘留者が奮闘を續けてゐるといふ。海外植民學校の崎山比佐衛は、昭和

アマ興立
消え

七年、自ら家族を擧げ、若干の同志を率ゐて、マウエースの事業地に渡つた。彼れはこゝに骨を埋むる決心だといはれる。

アマゾン
ヤ産業株
式會社

栗津、山西の百萬町歩のコンセッションは、昭和七年四月契約名義を上塚司に變更、上塚は十年九月、アマゾンヤ産業株式會社を創立し、同時に現地に於ける代行機關コムバニール・インドストリアル・アマゾンセなるブラジル會社を設立した。一方パリンティンス市附近の購入土地には、その後毎年、日本高等拓植學校卒業生を送つてゐた。これは前記百萬町歩の土地コンセッション契約に伴ふ會社成立後、そこに誘入する移住者の指導に當らせるためであつた。青年達は適作物の試験耕作、氣象觀測などをやつてゐた。

新憲法と
百萬町歩

昭和九年七月制定されたブラジル新憲法は、その第一三一條に「一萬ヘクタール以上の面積を有する土地のコンセッションは、各場合に付、上院の許可を受くるに非ざれば之を爲すことを得ず」。上塚とアマゾナス州政府との百萬町歩のコンセッション契約は、まだ正式調印を了へてゐなかつた。よつてアマゾナス州政府は、新憲法の規定に従ひ、このコンセッションにつき、聯邦上院の認許を求めた。ところが上院は、十一年八月に至つて、この契約はその土地面積廣大過ぎ、且つ多大の特恵を附與するものなるに鑑み、國家の利益と合致せざるの理由により、州政府の認許要請を拒絶した。上塚とアマゾナス州政府との契約は、この

上塚の奔
走も空し

拒絶によつて直ちに消滅するものではないにしても、しかしこれは何といつても青天の霹靂であつた。上塚は問題の起ると共に急遽渡伯し、百萬町歩コンセッション契約は既得權なりとあつて、奔走大いに努むるところがあつたのだが、しかし何等得るところがなかつたやうである。

四、伯國の移民制限と日本移民

新憲法の
移民制限
條項

昭和九年七月十六日發布の伯國新憲法社會及び經濟部第一二一條第六項に曰く、「移民は人種の統一及び移民の體質、生活能力の保障を有するものに限り入國することを得。但し各國移民の入國數は、當該移民の最近五十ヶ年間に定着せる總數の二分の範圍を越ゆるを得ず」。移民とあるのは、勿論一般外國移民である。しかしこれは事實上、日本移民の制限を目標とするものである。

ブラジル
に於ける
日本移民
問題

大正十二年十月、ミナス州選出聯邦下院議員フキデリス・レイスが、日本移民排斥を含む黑人移民入國禁止黃色人移民制限法案を聯邦議會に提出して以來、伯國に於ける日本移民

問題は、重要な政治問題、社會問題として取扱はれ、機會ある毎に論議の題目となつた。スキデリス・レイス提出の右法案は、下院財政委員會委員オリバー・ボテイリヨの公正妥當な報告（第十四章二参照）によつて、葬られてしまつたが、しかもこれを中心として展開した論戰は、日本移民に關する一般の關心を刺戟し、長養した。レイス及びこれを支持するものゝ、掲げて以て邦人排斥の理由としたものは、要するに

- 一、日本移民は伯國の基本人種型統一の見地より不可なること
- 二、日本移民は伯國人の言語、風俗、及び習慣と著しく異りたるものを有し、同化性に乏しいこと
- 三、かゝる民族をして、國內隨所に集團地を形成せしむるは、伯國の將來に禍根を醸すこと
- 四、軍國主義なること

昭和五年の革命

の四點に歸着した。昭和五年十月、南大河州統領ゼツリオ・ヴァルガスが、聯邦大統領ワシントン・ルイスに反旗を翻すや、多年、共和黨政府の施政に不満を懷いてゐた民衆は、翕然としてヴァルガスの旗下に靡いた。革命の烽火は伯國全土を席捲した。同月、ワシントン大統領隠退、翌年一月、ヴァルガスが聯邦臨時大統領に就任、革命黨員を中心として獨裁政府

外國移民制限令中
例外規定

を樹立した。即ち新に労働省を設け、リンドルフ・オ・コロルを初代労働相に任命した。労働相はその就任と共に、國內失業者激増に對する對策として、外國移民制限令を公布した。その第一條に

一九三一年一月一日より向ふ一ケ年間に外國人三等船客の入國を制限す。但しこれに付ては左の例外を置きて入國を許可す。

- 一、労働省の許可を得たる特別必要ある農業移民にして、就職先の確定せる呼寄移民
- 二、個人、會社及び組合等の呼寄する外國人農業者の場合は、一九二四年十二月三十一日附布令第一六、七六一號及び一九二五年六月三十日附法令に該當するもの

爾後、海外興業會社が毎年一ケ年間の契約をもつて、一萬三千人迄の日本移民誘入の許可を得たのは、この例外規定によるものであるが、これに就いて労働省の一般に強調したところには曰く「日本移民は凡て農業に従事するものにして、國內失業者を壓迫せず」と。日本移民に對する聯邦政府の、この好意ある態度は、同國移民關係者の嫉視を招いた。日本移民の入國許可数は、その後年々増した。日本移民の一舉手一投足は、伯國上下の注意的となつ

日本移民
例外の理由

憲法制定
審議會招
集

た。新聞紙上、屢々日本移民論難の記事が出た。

昭和八年十一月、伯國獨立記念日を卜し、國民待望の新憲法制定議會がリオ市に召集されるや、過ぐる四年の間、公然と日本移民排斥論を叫ぶことが出来なかつた排日派の連中は、こゝにその鬱憤を破裂させる機會を得た。伯國舊憲法では、移民に關する立法權は各州に附與されてゐた。ところが新憲法は、中央集權の實を擧げるため、これを聯邦政府に歸屬せしむることにした。即ちこの憲法審議のために召集された議會は、召集と同時に各州所屬の代議員中より各一名、資本家、被傭人及び自由職代表議員團より夫々一名宛を選任して、合計二十六名の所謂二十六委員會を設けた。同委員會は臨時政府任命の新憲法起草委員會に於て作成公表した原案につき、修正補足の任務を有し、一般代議員は、これに對して自己の修正案を提出する仕組である。起草委員會原案中、移民に關する條項に曰く「聯邦法により出入移民の取締を爲し、入移民につきては、國家的見地に基き、有利又は有害なるものを許可又は制限す」。

起草委員
會原案

二十六委員會に對し、眞先きに日本移民排斥を目的とする修正案を提出したのが、聯邦區

ミゲール
・コートの
博士

選出議員ミゲール・コート博士だ。コート博士はブラジル醫學界の第一人者であり、排日派の巨頭として、伯國政界に隱然たる勢力を有してゐた。大正十二年、レイス法案が提出されたときにも、これに滿腔の賛意を表し、院外から絶大な支持を與へ、自分が院長である伯國醫學士院をして、同法案賛成の決議をなさしめた程であつた。

日本怖る
べし

彼れは、眞面目に日本及日本人を研究した。研究の進むに従つて、日本民族の優秀性を認識すると共に、他面また日本怖るべしとの信念を抱くに至つたやうである。彼れは常に人種學的優生論を提げて日本移民排斥を唱へて來た。そして今度はこれに加へて、各國が多數の失業者を擁し、これが對策に腐心しつゝあるこの際、生れ乍らにして生存權を有する自國勞働者と、外國勞働者と間には、境遇上差異あるは當然なりとし、伯國は移民問題に關する限り、自國の利益本位たるべしと強調した。即ちこの理由に基いて、彼れの提出した修正案に曰く

ミゲール
コートの
修正案

亞弗利加移民又は亞弗利加系移民はこれが入國を禁止し、亞細亞移民は既往に入國定着せる總數の百分の五の入國を許可す。且つ州は本條の規定に反し、移民誘入に關する契約を締結することを得ず。

亞細亞移民は即ち日本移民だ。コート博士の右の如き排日的修正案に續いて、なほ幾つか

の排日案が提出され、翌九年一月より、これら修正案に基く論戦が、本會議の議場に展開したのであるが、コート博士は、二月、同じく本會議の議場に於て、日本人を豚に譬へ、「猛惡な彼れ、主を侵さん」と極論した。けれども委員會はコート博士その他の修正案を否決してしまつた。即ち三月、委員會は多數の修正案（移民問題以外についても）の取捨選擇を了へこれによる新憲法の代案を公表した。その移民に關する條項に曰く「植民、出移民及び入移民に關しては、これが指導、取締り又は禁止するを得」、「國家の利益に鑑み、移民の同化は法律によつてこれを定む」。

委員會の
代案

憲法制定の手續は、更に第二次修正案を議員から提出させることになつてゐた。そこでコート博士は、他の排日的修正案提出者と提携して、今度は亞細亞移民二分制限といふのを提出した。「阿弗利加人又は阿弗利加系の入移民はこれを禁止し、亞細亞人の年入移民は既に入國せる全入移民數の二分を越ゆることを得ず」。けれども委員會がこの修正案を受理するためには、手續上半數以上の委員の承認署名を要した。即ちその承認署名が困難であると見たコート博士は、これを直接本會議に上程することとし、一般代議員の賛成署名を求めたとこ

亞細亞移
民二分制
限案

ろ、忽ちにして百三十名の署名を得、全代議員數の半數を突破して直接本會議に上程し得る條件を具備した。

形勢今や逆睹し難し、サンパウロ在留日本人有志は、古谷重綱（前駐亞公使）外四名を委員に擧げて、リオに急行、我が大使館の對策如何を聴取し、またサンパウロ州在留民側の意嚮を述べ、大使館の活潑なる活動を要請すると共に、外務大臣、拓務大臣宛形勢樂觀すべからざる旨を打電したりした。これより問題は當然兩國の外交的折衝に移され、林大使の聯邦政府に對する正式の注意喚起となり、本省重光次官と駐日伯國大使の懇談となり、結局かくの如き差別的條項を設けることは、日伯國交に害ありとして葬られてしまつた。

コート博士一派は戰略を一變した。かうなつたらもう死物狂ひだ。各國移民一律制限、これなら文句はあるまいと來た。眼指すは矢張り日本人だが、特にそれを指定していけぬなら、序でにみなやつてしまふといふのである。これでもうブルジル政府にも反對する理由がない。のみならず内政上の關係から政府の議會に對する力は極く薄弱になつてしまつた。五月二十四日の本會議で、コート博士の修正案は壓例的大多數をもつて可決された。冒頭に掲

各國移民
一律制限

迂潤なる
議員達

げたものがそれである。

ところが愉快なことに、「最近五十年間に定着せる總數の二分」とあるのに、その二分が實際上各國移民について、どういふ數字になるのかを知つてゐるものは、二百五十四名の議員中一人もゐなかつたらうといふのである。議員達はその賛否を決するに先立ち、豫め提案者又は政府當局に對し、その數字の提示を要求することがなかつたのだ。みない、加減なところをやつてノケたから、サンパウロなどは忽ち勞力の不足を來し、州選出コト案賛成議員に怨聲を放つべく餘儀なくされるといふ次第だ。この年、日本移民の入國數は二萬一千九百三十名に上り、ポルトガル、ドイツ、イタリー、スペイン四國移民合計數より多きこと、なほ五千六百三十三名で、前二年と同じく、伯國入移民中第一位を占めた。

同年入國
日本移民
二萬二千
人

「定着」か
ら入國」

ブラジル政府は、翌年（昭和十年）新憲法の移民制限條項を實施すべき移民委員會を任命し、各國移民入國割當數の算定と移民法案の起草に當らせた。委員會は各國移民の過去五十年間の定着數を知ることが不可能なので、入國數をもつてこれに代へ、同年中暫定割當入國數を定めた。即ちこれによれば同年中の日本移民入國割當數は二千八百四十九名といふこと

であつた。ところが前年の残りだとあつて、別に六千六百七十名の入國を許可され、これに再渡航者も加つて、同年中入國者總數は、九千六百十一名に達した。この年もまた伯國入移民中の第一位だつた。

いふところの「最近五十年」は、憲法制定の前年迄とせず、毎年その前年迄五十年とする解釋を採用することにした。従つてその基本數は毎年増加する譯である。

第十九章 南洋企業の壯觀と同胞の展望

一、邦人商業陣の展望

南洋地邦人の發展の経路、及びその経路に生起した各種の事柄に就いては上巻以來の記述によつて略々盡したと思ふ。よつて本章では、邦人が現に南洋各地に展開する、壯大なる開拓陣を一瞥し、この現實面に滲み出る同胞奮進の姿を語る。

昭和九年現在、南洋各地在留邦人三萬五千六百三十四人、その地方別及び職業別は左の通りであつた。

地方別	職業別										
	農業	商業	工業	水産業	鑛業	交通業	公務自由業	家事使用人	其他ノ有業者	無業主トシテ從屬者	計
比律賓及グアム	*六〇四五	三、〇八一	一、二六三	一、二二三	三	二二	三三	九九	一五	八、二七	二〇、三六
蘭領東印度	一三七*	二、四一五	三三	五九	一	三三	二〇六	一六七	三三	二、九五六	六、八七四

計	職業別										
	農業	商業	工業	水産業	鑛業	交通業	公務自由業	家事使用人	其他ノ有業者	無業主トシテ從屬者	計
英領馬來	一七*	一、六九	三二	九〇〇	六	一九	二八〇	二七	一〇	二、四八〇	五、八六四
英領北ボルネ	九	八一	一六*	一〇〇	一	一	一五	一	一	二六九	五八二
佛領印度支那	一三*	三	九	一六	一	二	三	二〇	三	二七	二六五
暹羅	二*	七	一四	二	三	一	五	〇	三	一三	二九〇
計	六、四六六	七、三三七	二、〇七	二、七七八	一五	三九	五四	六〇〇	二〇八	二四、八三一	三、六四

(註) *印ハ各地別最高職業種ヲ表ハス

(拓務省、南洋栽培事業要覽)

商業者第一位

即ち有職者中、首位を占むるものは商業である。次が農業で、前者は全職業の三五%、後者は三一%を占めてゐる。そして農業者の最も多いのは比律賓及びグアム島(グアム島の在留者は、數に於て問題とならず、殆んど比律賓と見てよい)で、商業者の多いのは、蘭領東印度、英領馬來、佛領印度支那、暹羅である。

蘭領邦人商業

現在蘭領に於ける邦人商業人員は二千三百四十五人で、貿易商五十七、綿糸布、絹布、セメント、陶磁器、硝子製品、電気機械、自動車、食料品、雜貨、藥品等の物品販賣業者七百十四人である。

英領馬來

英領馬來には一千五十二人の邦人商業者があり、新嘉坡に最も多く、彼南、ジョホール州等に分布して

る。貿易商六、陶磁器、硝子製品、呉服類、自轉車、雜貨等の物品販賣業者百四十八がある。暹羅、邦人商業人員は七十人にして、貿易九、物品販賣業二である。

佛領印度支那、商業人員七十一人にして、貿易商三、物品販賣業三十人である。

佛領印度支那及比律賓

比律賓、二千百九十九人の邦人商業者が在留し、貿易商七、陶磁器、雜貨、食糧品等の物品販賣業は四百六十二あり（昭和十年版拓務要覽）。

華僑及び歐商の不安心

前掲の數字と、少しつゝ違つてゐるが、大體のところは判る。蘭領の邦人商業者中、最も多數を占むるものが爪哇で、これが蘭領邦商全數の六七・五%に當つてゐる。第二位はスマトラで二三・二%、セレベス、ボルネオがこれに次ぐ。邦商の分布、蘭領全土に普ねしといふところだ。而してこれら邦商による本邦品取扱高は、蘭印輸入總額の三割以上といはれ、從來蘭印の經濟界で、專制的價格決定者であつた歐商輸入業者、華僑小賣業者の地位が急に不安になつて來た。

蘭印政府は、本邦品のかくの如き勢ひを防止せんがため、舊來の機會均等主義を放擲し、附加税を引上げると共に、各種の輸入制限、又は割當制を實施したのであるが、その結果日

遂に日蘭會商にまで

蘭會商となり、會商の決裂となつた次第は、世人の記憶に新たなるところである。

南洋各地の邦商は、大戰後の不況も、打續く華僑のボイコットも、みなこれを克服して、斷乎としてこゝまで前進し、發展して來たのである。大正三年及び同八年の華僑のボイコットについては、前に記したことであるが、その後大正十二年の日支交渉事件、昭和三年の濟南事件、同六年の滿洲事變についても、矢張りこれが行はれた。而してこの内、特に猛烈を極めたものが、濟南事件の際のそれだ。

濟南事變と華僑運動

濟南事件は、昭和三年五月三日、北軍を追つて濟南に入城した國民革命軍の一部が、同地在留邦人家屋を掠奪したのを導火線とするもので、我が派遣軍はこれを徹底的に膺懲した。この事件勃發後數日にして南洋各地に展開した華僑運動は、排日宣傳、對支釀金、對日經濟絶交を含み、國民黨員指導のもとに、極めて統一的行はれたので、從來の華僑運動中、一頭地を抜く實績を示したといはれる。

對支釀金五百萬圓

排日宣傳、對支釀金は大體九月、又は十月頃に終つた。對日經濟絶交もこれと前後して氣勢の衰へるのを見なければ、年を越えて昭和四年に亘り、特に最も頑強であつた新嘉坡地

方では五月末頃まで持續した。南洋華僑がこの運動中、故國宛醸出した金額は、約五百萬元といはれた。彼等の對日經濟絶交運動は、その違反者制裁に於て、慘虐な仕打を見せ乍ら進行した。

國民黨員の指揮

今對日經濟絶交運動の組織を見るに、大體各地とも商務總會若くは有力華商を強いて表面に立たしめ、實際の運動は國民黨員、共產系分子、書報社員これに當り、別に下級労働者、無頼漢等に關係ある秘密結社（今尙相當盛力あり）等と結び、運動費は本運動に依り、直接間接に利益を受くる華商より醸出せしめ、或は違反者又は嫌疑者より制裁の各目に於て強取するを常とす。従つて運動費を得んがため、故意に愛國團、排日團、その他の匿名のもとに華商を脅かすに至り、或は同業商の相手方陥穽に利用せられたることあり。尙これら暴力行爲は秘密結社等と關係あるは略疑ひなく、當時華商間に對日經濟絶交違反者に對し、初犯はコールター塗り（所謂戸口等に塗るものにして、彼等は烏油を賜はると稱す）。二犯は耳切り。三犯は死に至らしむことすら傳へられたが、事實コールター塗りは勿論、耳切り事件の如きは頗る多く、死傷事件すら暹羅を初め、蘭領東印度、比律賓等に頻々として起れり（小林新作「華僑の研究」）。

違反者罰則

而してその對日經濟絶交は排日貨は勿論その他邦人間との一切の取引中止を意味するもので、邦人醫師、寫眞師、理髮店への出入禁止、護謨、錫その他の賣渡し拒絶、邦人經營銀行、船舶、保險等の取引停止、甚しきに至つては、邦人借家人に對する立退要求の例さへあつた。

在留邦人の困難

この運動は、海峡植民地、馬來聯邦州に於て最も猛烈を極めたのであるが、このため同地方の邦人醫師、寫眞師、理髮師、小賣商中生活に脅威を感ずるもの多く、特に數百名に上る本邦漁夫は魚類の賣捌に困難を來し、一時全く生活に窮したことがあるのである。

對南洋貿易への影響

南洋各地に亘る、このやうな華僑運動が、對南洋各地向本邦輸出に甚大な影響あるは勿論で、この影響を示した數字には、當時に於ける南洋各地同胞の苦難の程が、明瞭に滲み出てゐるのである。昭和三年一月より五月迄を甲期とし、運動の影響を被つた六月より九月迄を乙期として、表示したるもの左の如し（前出「華僑の研究」）。

海峡植民地	
甲期	一、五三八千圓 増 (二割一厘増)
乙期	一、二七二千圓 減 (六割二分八厘減)

蘭領東印度	甲期	一、〇〇〇千圓 減	(二厘減)
	乙期	九、五三四千圓 減	(三割一分四厘減)
佛領印度支那	甲期	一六七千圓 增	(七分五厘增)
	乙期	一、〇二七千圓 減	(五割五分八厘減)
暹羅	甲期	四四八千圓 增	(一割九厘增)
	乙期	三、四〇九千圓 減	(八割六分五厘減)

これら激減數字中の主なるものは、綿糸布、雜貨、水産物等である。

かくして、幾回か強大なる華僑の勢力に揉まれつゝ、邦商の實力は成長した。侵々乎として華僑の勢力圏内に伸びて行つた。

二、南方企業と黙々たる開拓者

この壯觀
を見よ

南洋各地邦人農業者の數は、前節に示した。約六千五百人の農業者中、約六千人が比律賓に集つてゐるのであるが、しかしその雄偉なる開拓陣は、南洋全土に展開する。先づその壯

觀を展望しよう。

昭和九年一月現在南洋各地方別邦人會社及個人經營農園

國別	地方別	會社數	會社經營農園		植付面積	生産面積	
			資本金 實際投資額 (推定)	耕地面積 租借面積			
比律賓	各州	(三七)	(一七、一〇四・三〇比)	(五、六一・二)	(一八、〇九・六)	(五、三、八五・八)	(四〇、四〇・八)
		(一〇)	(一五、七六・〇〇〇弗) (一三、〇九・一四〇圓)	(七、二一・七)		(五、三、三〇・五)	(四七、六七・二)
英領馬來	海峽植民地						
	馬來聯邦州	二〇	約一五、七六・〇〇〇弗 約一三、〇九・一四〇圓	七、二一・七		五、三、三〇・五	四七、六七・二
蘭領東印度	瓜哇	(三三)	(三五、三六・九〇〇)	(三九、六六・〇)		(六、四、〇七五・〇)	(四三、九八二・五)
		スマトラ	一七	約九、五六・〇〇〇 約一八、五六・九〇〇	二九、〇六四・五 三三、一四一・七		三、〇、一〇一・五 一、九、五二七・五
	ホルネオ	三	四、八三三・〇〇〇	二八、七四・三		九、五四二・七	

計	サラワツク國	英領北ボルネオ	セレベス		ニューギニヤ	
			各州	各地方	各州	各地方
計	各地方	各州	二	二	二	二
	(三)	(三)	1,025,000	1,117,000	54,094,000	3,631,000
	(三)	(三)	(7,155,000) 弗	(7,155,000) 弗	(9,377,000) 弗	(6,330,000) 弗
	(三)	(三)	1,807,000 英反	1,807,000 英反	8,228,000 英反	4,228,000 英反
	(三)	(三)	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反
	(三)	(三)	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反
	(三)	(三)	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反	1,262,000 英反

個人經營農園

國別	地方別	農園數	實際投資額 (推定)	租借面積	植付面積	生産面積
比律賓	各州	—	—	—	—	—
英領馬來	海峽植民地	(100)	(不詳)	(8,306,000) 英反	(7,103,000) 英反	(5,571,000) 英反
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—

計	サラワツク國	英領北ボルネオ	蘭領印度									
			各地方	各州	爪哇	スマタラ	ボルネオ	セレベス	ニューギニア			
計	各地方	各州	爪哇	スマタラ	ボルネオ	セレベス	ニューギニア	爪哇	スマタラ	ボルネオ	セレベス	ニューギニア
	(100)	(三)	(九)	(七)	(六)	(五)	(三)	(四)	(三)	(三)	(三)	(三)
	(約18,850) 弗	(不詳)	(不詳)	(約74,000) 盾	(不詳)	(不詳)	約1,336,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	(1,508,000) 英反	(1,400,000) 英反	(48,347,000) 盾	5,555,000	1,618,000	1,570,000	8,866,000	2,136,000	2,136,000	2,136,000	2,136,000	2,136,000
	(1,333,000) 英反	(1,166,000) 英反	(14,843,000) 盾	4,357,000	607,000	4,877,000	4,913,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000
	(450,000) 英反	(756,000) 英反	(9,031,000) 盾	4,158,000	607,000	3,114,000	1,587,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(拓務省「南洋栽培事業要覽」)

明治二十九年、石原哲之助が三十人の郷民を率ゐて、馬來半島ジョホールのモール河畔に

第十九章 南洋企業の壯觀と同胞の展望

織を入れ
てから四
十年

米作を開始してから、こゝに至る迄四十年、眞にさまざま發展といはねばならぬ。而してこれら邦人農業の栽培物は、ゴム、麻、椰子、珈琲、茶、カカオ、米、その他あらゆる種類に亘つてゐる。このさまざま發展の道程に於て、經營者又は從業者が、これに傾けた苦心、犠牲については、これまで屢々記して來た。しかし敍し來つてこゝに至り、前表のやうな數字的壯觀に直面すると、附け加ふべきいろいろなことがまた少くないのである。

東拓の失
敗

東洋拓植會社が、バンジャルマシン（蘭領ボルネル）の奥地に、未墾地二、五五〇英加を買取つたのは、大正九年であつた。爪哇在住の佛人から、三十萬盾で買取つたもので、爾後今日に至る迄、これが開發に投じた資金は、二百萬盾にも近からうといはれてゐる。而してその結果得たものは、小面積の椰子林と、三百餘英加のゴム林だけであり、これが大失敗であることは、蔽ふべくもない事實なのであるが、その道の人にはせると、これがかういふ結果に陥るであらうことは、初めから容易に想像されたところだといふのだ。東拓はゴムと椰子をやる積りで、この土地を買収したのだが、開墾植付のためこゝに入つた一苦力は、監督に言つたさうである。トワン（旦那）、こゝに椰子を植えたら、何年で枯れますかと。土地

「椰子を
植えたら
何年で枯
れるか」

個人經營
者の苦心

買収に際し、仲介者の言を過信し、充分な調査をしなかつたことがいけなかつたといはれるが、しかし行懸り上、途中でやめられもせず、とうとう二百萬盾といふやうな資金をこれに入れて終つたのであらう。發展途上の一景物としては損害が大き過ぎた。

そうかと思ふと、同じ蘭領ボルネオの山の中で、長いこと單身伐木開墾に従事し、後、妻女をこれに招き、夫妻とも土人の小作人に伍して健闘してゐる人がある。前表を見ても判る通り、ボルネオは個人經營農園の多いこと、馬來聯邦州に次ぐ。みな大資本の背景なくして、これに入るのである。従つてその經營苦心、奮闘努力の有様などは、言語に絶するものがあるのである。たゞ搖ぎなきものは、開拓者の魂だ。

ボルネオ
石油會社

蘭領ボルネオ東海岸に注ぐ河に、サンクリアン河といふのがあり、その河の沿岸にサンクリアン町といふのがある。大正七、八年頃までは米國のスタンダード石油會社が、この地方の石油試掘權を得て試掘をやつてゐたのであるが、その後中止となり、試掘權はオランダに本社を有する東ボルネオ會社の手に移つた。ずつと後になつて三井物産がこれを買収し、新たにボルネオ石油會社を設立した。それで愈々石油試掘を初めることとなり、昭和五年三月、

最初の一行が、舊コロニヤル石油會社で設置したサンクリアン本流の上陸地點、スンバイオといふところに上陸した。即ちこゝに事務所を設け、十餘年の間、ジャングルの茂るに委せてあつた道路を直し、小屋を建て、測量を了へ、試掘作業に取りかゝつて間もない或る日、突然山の中で、土人と見誤るやうな二人の日本人に出遇つた。

山中の日本人二人

赤道直下、北緯一度のジャング地帯、日本人の居ることなど、想像も出来ぬ無人境である。試掘作業の日本人は、感激して二人の手を握つた。

黙々たる開拓者

二人の日本人は河波有一(石川縣人)、向吉善五郎(鹿兒島縣人)であつた。野猿、野牛、鹿九官鳥、珍らしいインコ類、大コオモリなどの跳梁する中であつて、黙々として開墾に従事する開拓者だ。話を聞いた丈けでも頭の下る思ひがする。しかも頼母しいことに、日本人のかういふ開拓者は少くないのである。

ニューギニアの細谷十太郎

ニューギニアに於ける細谷十太郎なども、特記すべき一人である。永いこと故國への消息を絶つて、黙々として戦つてゐた。棉を作つて、漸く採算點に漕ぎつけ、これからといふので、日本に歸つて資金調達に努めたりしたが、しかも間もなく死んでしまつた。極樂は何處

ぞと人の問ふあらば——、自分は躊躇せずニューギニアだと答へるであらうといふ意味の歌が、彼れにあつたことを記憶する。

今このニューギニアには、大崎權七、海老名庄次郎らが、夫々古々椰子を栽培してゐる外南洋興發會社が、棉花栽培、牧羊及びダマールの採收等に從事してゐる。

三、ダバオの土地問題と邦人

大戦後の在留邦人

歐洲大戦當時、八千人を越えたダバオの邦人は、大戦終了後の麻價の暴落で、事業を放棄して引上げるものが續出し、大正十一年頃は、在留者數二千人を數ふるに過ぎなかつた。しかしその後、麻價も漸次回復し、大正十五年一月、ダバオ港が開かれ、日本郵船濠洲航路船が毎月一回寄港するやうになると、渡航も従前より便利となつたところから、毎航少くとも百五十人、多いときは二百五十人以上の新渡航者を見るに至つた。かくて昭和三年四月には、在留者八千人に達し、この年、渡航者總數一千六百十三人、翌四年には二千五百二十六人に達した。

比島土地
法公布後
の土地入
手方法

四年十月一日現在留者數一萬九十五人、會社數四十一、その拂下土地面積五千二百六十三町步、同租借地二萬七百三町步、計二萬五千九百六十町步であつた。大正八年、比島土地法公布以來、外國人は新たに官有地の租借又は拂下を受けることが出来なくなつた。比島の法律によつて設立された會社でも、その株主で比島人、又は米國人が總株數の六割以上を所有するものでなければ、官有地の拂下、租借を受けられぬことになつたことも、第十章中に記した通りである。この土地法實施と同時に、租借地の又貸も禁じられた。従つて、爾後邦人が耕作面積を擴大せんと欲せば、米比人と組合つて會社を作るか、又は個人の所有地を買収するより外なかつた。

アメリカ領有前、スペインから土地讓渡證を與へられたものは、その所有地を自由に處分することが出来る。日本人はさういふのを片つ端から探し出して、これを買収して來た。そして比島人との共同による會社組織も、上手にこれを活用して、熱心耕地の擴大と、その據つて立つ地盤の強化に努めて來た。前記昭和四年の耕地面積も、その努力の收穫である。而して五年後の昭和九年現在の狀況は、前節に於て示した通りであるが、なほこの外、米比人

請負耕作
者

經營耕地内の自營邦人（請負耕作者）の栽培面積は、昭和九年末、一萬五千町步を越えるといはれた。

ダバオ市
長の一言

視察員
の放言

これより先き、大正十四年、要務を帯びマニラに赴いたダバオ市長は、同地の新聞記者に對し、ダバオの日本人農業會社中には、一、〇二四ヘクター以上の土地を所有してゐるものがあり、これは明かに比律賓公有土地法違反であると語つた。この談話は忽ち問題として發展し、急にダバオ視察に出かけるものがあり、また政府當局も調査員を派遣するなど、隨分賑かな場面を展開したのだが、しかしこれは土地法違反の事實なしといふことで、閉幕した。その際の視察團の或るものなどは、ダバオはまるで横濱のやうだ。日本人の勢力は驚歎に價する。日本人會社は、所謂經營會社を設けて、名を替えて數千ヘクターの土地を支配してゐる。米比人の土地租借者は、みな日本人にサブリース（又貸）してゐると觸れ廻つた。大正八年新土地法施行後、比人にして、公有地拂下又は租借を出願するものが激増した。それまでの日本移民は、少數米人の耕地に入耕するものを除いては、大部分邦人經營會社の耕地に入つて、請負耕作に従事してゐたのである。公有地の租借又は拂下を受けた比人は、

比島人の
要求

日本人のこれに入耕せんことを要求した。新たに土地を獲得すること出が来なくなつた日本人が、これに入るは當然である。彼らは、收穫の一割乃至一割五分を耕主に提供することによつて、これを繼續し、且つ擴張した。日本人はこれを請負耕作とするのだが、官憲は又貸しだといふのである。

比島の官憲は、日本人のダバオに於ける凄じい發展に敵意を持つ。ダバオが今日の盛大を見るに至つたのは、邦人三十年の苦心經營の賜だといふことは知つてゐる。けれどもその發展があまりに見事なので嫉妬を感じ、脅威を感じる。昭和九年、問題は一層深刻な内容をもつて再發した。比島憲法起草委員會委員バンタレオン・ペラヨ（ダバオ選出）なるものが、同委員會の席上で、日本人はダバオの農業の九割の實權を握つてゐる。これは比島人の默許と援助とが與つてゐる。彼等は比島人と内密の契約によつて、土地を借貸してゐる。比島人の援助により土地法の規定を侵してゐるのであると演説した。

外國人は
私有地も
買へぬ

この反響は絶大であつた。憲法起草委員會は、憲法中に、一九三五年十一月十五日以後、外國人は私有地と雖もこれを買ふことが出来ぬと規定した。同委員會商業委員報告は、コン

憲法起草
委員會の演
説

小賣商業
にも制限

モンウユルス政府組織（昭和十年）後五年目から、比島に於て小賣商業を経み得るものは比島又は米國民が少くとも七割五分の株式又は資本を所有する會社又は組合に限るとの規定を設けた。特に日本人と斷らなくとも、これらの規定が日本人を目標するものであること、いふ迄もない。

調査員續
々派遣

比島議會は、公有土地調査特別委員會を組織した。十一月（九年）、下院は同委員會をしてダバオに於ける外國人の公有地保有につき、徹底的調査を遂げしむることを決議した。十四名の土地官吏は、十二月ダバオに入つた。別に比人のバレント土地調査のため、五名の調査員が任命せられ、翌年一月、またダバオに入つた。二月、三名の専門家が特別委員として来たこれに赴く。

請負耕作
は言逃れ
だ

公有土地の租借者と、その土地に働く日本人との間には、請負労働の契約がある。租借者はこの日本人に、生産高の八五%乃至九〇%を賃銀として支拂ふのであるが、これは明かにサブリースであつて、その請負契約の如きは、違法の言ひ逃れに過ぎない。その契約に於ては、日本人は十年乃至十五年の長期に亘り、即ち麻の一生を通じてその土地の占有者となつてゐる。つまり租借人の地位は、實際上日本人

が占めてゐるのであり、明かに公有土地法の違反である。

農務長官
の提言

調査員の調査の結果は、豫定の如くそこへ行つた。違反者に比人官吏の多いことも指摘された。農務長官ユーロヒオ・ロドリゲスは、豫め期するところがあつたらしく、調査員の右の如き報告に接すると、彼れは總督及び總督代理に、斷乎たる所信を披瀝し、如何なる障害があつても、國法の勵行に邁進しなければならぬとあつて、これに必要な手段方法につき提案した。總督は彼れの提案を全部的に承認した。

違法土地
取上げ

違法土地取消のための、數名の特別執行委員が任命された。委員は七月中旬ダバオに乗込み、九月十日迄に九十八件、十一月二十六日迄に百六十七件の取消命令を發した。しかも農務長官は、取消命令を必要とするもの約二百件、既に命令を發したものの百八十件なりと語るといふ次第で、アボ山麓の麻の海は、狂瀾怒濤の荒れるに委せた。取消命令を發せられた耕地の日本人は、栽培麻の收穫中止を命せられ、耕地退去を強要せられた。請負耕作者、及びその使用する勞働者合計一千五百人といはれたのは、十年十一月下旬のことである。

ダバオ在留邦人は、事件勃發後自ら輕擧を戒め、比島官憲との交渉は、我が出先官憲に一

ダバオ邦
人起つ

任して、靜かに問題の推移に注意を拂つてゐたのであるが、しかも比島官憲が取消耕地内邦人の立退を強要し、その態度愈々峻烈を極めるに至ると、もう忍んでゐられなくなつた。ダバオ日本人會は九月十二日評議員及び土地問題研究委員會（事件勃發後設けられたるもの）の聯合會を開き、翌十三日、ダバオ在留日本人大會を開いた。會衆五千、有志者の熱烈な演説に次で、土地問題經過報告あり、左の決議文、聲明書を滿場一致を以て可決した。

聲 明 書

今回「ダバオ」ニ於テ米比人所有土地取消處分簇出シタル爲メ、勢ヒ入耕中ノ邦人農業者數千名ノ立退キヲ強要セラルルニ至レリ、右ハ正ニ「ダバオ」在留同胞一萬四千人ニ係ハル死活問題タルニ鑑ミ、吾等ハ茲ニ在留民大會ヲ開催シ別紙決議ヲモ附議採擇、大同團結ノ實ヲ擧ゲ、以テ此難局ニ善處センコトヲ期ス。

邦人努力
の結晶

抑々「ダバオ」ガ名モナキ一漁村ヨリ今日マニラ麻ノ主要産地トシテ、世界ニ其名ヲ輝カシ得ルニ至リタルハ、實ニ過去三十幾星霜、吾々同胞ガ不撓不屈、孤立無援ノ異域ニ於テ幾多ノ困苦ト缺乏トニ堪ヘ千古斧鉞ヲ入レザル原始林ノ開拓ニ苦闘ヲ續ケタル血ト汗トノ結晶ノ賜ナリト謂フベシ。

邦人ノ「ダバオ」ニ於ケル麻事業ハ幾多ノ變遷ヲ經テ今ヤ堅實ナル發展ヲ遂ゲ、現在ノ投資評價額ハ約一億圓ノ巨額ニ達セリ、而モ「ダバオ」ニ於ケル邦人ノ發展ハ「ダバオ」ヲシテ比島ノ重要都市タラシメタルノミナラズ、他方ニ於テ在留同胞ニ數倍スル比島人在住者ニモ適當ノ職ヲ與ヘ、所謂共存共榮、眞ノ樂土タラシメツ、アリ。

然ルニ比島政府當路者及知識階級中、現在「ダバオ」邦人ノ發展ヲ嫉視シ、且ツ其將來ニ對シ多大ノ疑懼脅威ヲ感ズルモノ、如ク、今回ノ米比人所有地取消命令ノ如キ、表面綱紀肅正其他ノ理由ヲ裝フト雖モ、其ノ眞ノ目的ハ偏狹ナル國民主義、排外思想ニ基クモノニシテ、將ニ獨立過渡期ニ入ラントスル彼等ハ、此際一舉ニ日本人ノ勢力ヲ驅逐セントスルモノナリ。

而シテ租借又ハ拂下公有地ニ對スル今回ノ取消理由ニ就テハ、法理解釋上尙ホ多大ノ疑義ヲ有スルモノニシテ、既ニ取消命令ヲ受ケタル邦人ノ關係スル米比人租借又ハ拂下公有地ノ開拓方法（歩合制勞働請負ノ一種）若クハ之ニ類スル方法ハ數十年來比島各地ニ行ハレ來リタルモノニシテ、今日ニ至リ突然之ヲ土地法違反トシテ處斷シ、邦人入耕者ニ取り重大ナル利害關係ヲ有スル地上物マデモ政府ガ沒收セントスルガ如キハ、甚ダシキ不公正、且ツ言語道斷ノ處置ト言ハザルヲ得ズ、又假ニ一步ヲ讓リ、現在ノ邦人權益ガ法律違反ナリトスルモ、過去三十幾年間之ヲ默許シ、其間有力ナル政府當路者ハ屢々「ダ

綱紀肅正
に名をか
りて

數十年の
慣習也

比島政府
の怠慢を
如何

斯平たる
邦人の決
意

バオ」ノ實際ヲ視察調査シタルニ拘ラズ、之ニ對シ何等ノ處置ヲ採ラズ、斯ノ如キ重大ナル比島政府自身ノ怠慢ヲ不問ニ附シナガラ今ニ至リ突然善意ノ第三者タル邦人ノ既得權益ヲ根底ヨリ剝奪シ、剩ヘ「土地不法掠奪者」ナル汚名ノ下ニ邦人ヲ放逐セントスルガ如キハ、人道上ヨリ實ニ赦シ難キ一大暴舉ト斷言スルニ憚ラヌ。

吾々「ダバオ」在留邦人ハ事態ノ重大性ニ鑑ミ、事件發生以來隱忍自重、靜カニ其經過ヲ注視シ來リタルモ、今ヤ政府ノ態度ハ愈々惡辣トナリ事態急迫最早一日モ之ヲ忽ニスル能ハザルノ危急ヲ痛感スルヲ以テ、茲ニ全在留民ハ敢然トシテ起テ、斷乎タル決意ノ下ニ飽ク迄正當ナル既得權益擁護ト正義ノ宣揚ヲ全ウセンガ爲ニ、全力ヲ盡シ目的貫徹ニ一路邁進セントスルモノナリ。

昭和十年九月十三日

ダバオ在留民大會

昭和十年九月十三日ダバオ在留邦人大會ニ於テ左ノ決議ヲ採擇ス

現在比律賓政府當局ノ施行シツ、アル邦人入耕土地ニ對スル取消問題ハ明カニ排日ヲ意味シ吾等ノ既得權益ヲ侵犯スルモノト認ム

第十九章 南洋企業の壯觀と同胞の展望

神聖なる
この權益

吾等ダバオ在留一萬四千ノ同胞ハ一致團結飽ク迄其ノ不當ヲ鳴ラシ以テ三十餘年間ニ築キ上ゲタル神聖ナル權益ヲ擁護センコトヲ期ス

右決議ス

昭和十年九月十三日

ダバオ在留邦人大會

第二十章 初期の在滿邦人

一、シベリヤの同胞

邦人の滿洲發展は、シベリヤから發源する。ロシアは日清戦争後、三國干涉の報酬として明治二十九年、先づ露清密約を結び、間もなく北滿鐵道の敷設權を獲得、東支鐵道會社、露清銀行を設けて、政治經濟上の基礎を作り、三十一年、更に軍事上最も重要な旅順、大連を手中に收め、不凍港獲得の宿題を解決した。これで滿洲は、擧げてロシアの勢力圈内に屬した。シベリヤの日本人が、これに流れ込むのは自然の理だ。

邦人のシベリヤ進出は早かつた。シベリヤの成功者として、世に著聞した島田元太郎が、歳十六にしてニ港に渡つたのは、明治十九年のことである。當時既に浦鹽には我が貿易事務館があり、浦鹽、ニ港、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスクあたりには、相當に日本人が在留してゐたやうである。「無論娘子軍が多かつたのだが、商賣に従事してゐるものも少

明治十九
年頃の在
留者

くなかつた。浦鹽方面に日本人が進出し初めたのは、明治七八年頃からのやうに聞えてゐる」とは、島田元太郎の談である。

ロシヤ船
船と長崎

渡航者の多くは長崎附近のものであつた。長崎と浦鹽間の交通は至極便利で、渡航者の多くは、ロシヤの船に乗つて行つたやうである。冬になると、浦鹽は凍つてしまつて、船舶の繋留が出来なかつた。ロシヤの東洋艦隊は冬になると長崎に集つて、氷の解けるのを待つてゐた。そのために長崎附近の得たる利益も少なくなつたことであらうが、このやうな關係は長崎附近の女性のシベリヤ進出の又とない刺戟となつた。ロシヤの官憲も、彼女らの進出には、いろいろな便宜と好意とを與へた。當時日本と浦鹽間の航路は、長崎から釜山、元山を経て浦鹽に至る日本郵船のそれがあるのみであつた。即ち邦人のシベリヤ進出は、この航路によらなければ、ロシヤの船にでも乗つて行くより仕方がなかつたのであるが、若い青年達は、このロシヤの船に乗込んで、仕事を手傳ひ乍ら、船賃なしで、出て行つたものださうである。

シベリヤ
鐵道起工

シベリヤ鐵道の起工されたのは、明治二十四年である。邦人のシベリヤ進出は、これより

日本労働者
一千五百
人の把握

また一段と活氣を添え、工事關係労働者が續々として輸送された。ロシヤ人の景氣もよくなつた。娘子軍の活躍のためには、素晴らしい舞臺である。彼女らは誘拐團の指導の下に、一葉の扁舟に身を托して日本海を横斷し、朝鮮沿岸を辿りつゝ、殆んど一ヶ月を要して浦港に達したと傳へられる。明治二十九年、廣島移民會社が、一千五百人の鐵道工事労働者を送つた。石工、大工、土木人夫、鍛冶職等々々。ところがこれは賃銀もよく決めずに送られたものらしく、現地到着後、一捫着が起り、露國軍隊によつて鎮壓されるといふ有様であつた。このやうな労働者が、多くシベリヤに落付いたとは思はないが、しかし適當な機會に轉身して、何かの商賣を始めたものもあつたであらう。

三十四年
の在留者
とその分
布

	男	女	計
浦鹽	一、四一三	一、四八五	二、八九八
スズドリノエ	三	一一	一五

ニコリスキ	一九五	一三五	四三〇
ウオキエフスキ	一二	三〇	四二
ボンエツト	一	一	一
イマ	一八	二九	四七
ハバロフスク	八七	一三五	二二二
ブラゴウエシチエンスク	八〇	一三一	二二一
ニコライフスク	九六	一〇一	一九七
ストレチエンスク	三	一〇	一三
ゼー	六	一三	一九
チ	三〇	六五	九五
イグナーシノ	四	二八	三二
カイダロフカ	三五	六	四一
イルクーツク	一二	二	一四
トムスク	一	一	一
ウエルフネウチンスク	一〇	一三	一一三
總計	二、〇一五	二、三二一	四、三二六

四三四

(戸水寛人「東亞旅行談」)

浦鹽邦人の送金

明治三十三年、浦鹽の邦人の日本への送金額は、百萬圓近くに達した。内十萬圓内外は外國商人によつて取扱はれ、八十八萬七千八百三十三圓七十五錢が邦人商店及び郵船會社の取扱である。當時浦鹽邦商の重なるものに、杉浦、徳永、清水といつたものがあり、前紀八十八萬七千八百三十三圓七十五錢の大部分は、これらの邦商に托送したのであるが、内、杉浦商店托送四十一萬八千六百五十六圓三十五錢の爲替取組先とその金額

長崎地方二十萬餘、大阪地方七萬餘、東京地方五萬弱、神戸地方二萬弱、各地八萬餘

即ち長崎が第一である。東京、大阪、神戸地方への送金は商品仕入資金が多いのであるが長崎に至つては殆んど娘子軍の送金である。徳永商店の二十九萬餘圓、清水商店の十三萬三千餘圓も、また同様の内容である。女性細腰の力また大なる哉である。

この外、ニコリスク、ニコライフスク、ハバロフスク、ブラゴウエシチエンスク方面の邦人

邦人漁夫
の活躍

よりする送金もまた相當額に達したことであり、女性送金の多きに居ることといふ迄もない。ニコライフスク附近に於ける邦人漁夫の活動は素晴しかつた。毎年漁期になると北海道、新潟、その他の地方からこれに乗出するもの數千人、ロシア官憲が魚類を絶滅するとあつて悲鳴を擧げた程である。狀況左の如し。ロシア側の記録である。

悉く日本
漁夫の占
むるところ

同地方の魚類は重に紅魚にして、黒龍江及び同支流沿岸に散在する土人並に露國民は自己と飼犬との食糧として漁業を営み、魚を貯藏し、又鹽漬としてこれを輸出す。土人のこれが爲め勞働するもの多きも其大半は日本人なり。鹹魚は日本に販路夥し。同國には鮭の遡る川不充分なるを以て、日本漁業家は隣邦に目を注ぎ、就中露國の海産物に對して垂涎せり。初め日本の漁夫は黒龍江口より來り、種々の漁具を以て同江口を遡り、巨多の魚類を捕獲し、同方面に來る漁業家年々増加し、沿岸は悉く日本漁夫の占むるところとなりて、殆んど餘地なく、且つ營業を監督する露國官吏の來りて漁業税（一ブードに就き十哥）を徴收することあるに依り、日本人は河口より遠く海に出で漁業するに至れり。日本人は帆船にて多くの漁船を曳き來り、漁獲したる後、船中に於てこれを鹽漬とし、直ちに日本海産物販賣の中心地たる函館に送り、以て輸送税の徴收を避けたり。斯くの如き漁業の不法なること勿論なり。日本漁夫は

黒龍江の
魚類絶滅

嘗に河口を遡るのみならず、其前面に於て廣く漁業を営み、魚類をして黒龍江に遡らしめざるを以て、産卵のため遡河せんとする魚類を絶滅し、魚類を以て主要なる食物とする同地方人民をして魚類の不足を感じしむるに至れり。（中略）一八九七年（明治三十年）秋の如き、浦鹽斯德に於てニコライフスク鹹魚の價格非常に騰貴したりしが、その原因は同年の夏、黒龍江附近に於て日本人の夥しく捕獲したるに據ること、普く人の認むるところなり。同年日本人の漁業帆船殆んど千艘に達し、數千の日本漁夫は漁業を営みたり。是に於て地方の利益を保護せんが爲め、將來日本人の密漁を禁じ、露領沿岸の海産物の保護を充分ならしむること急務なりとの説書々として起りたり（東亞同文會「樺太及北沿海州」）。

日本の帆
船一千艘

二、北滿の草分と邦人増加の経路

長崎の女、宮本千代は、明治三十年、ロシアの醫官ブレチコフなるものに連れられて、ハルビンに入つた。これが實に北滿邦人の草分だといはれる。千代女は明治二十五年頃、十三歳でウラジオに渡り、ブレチコフの女中に雇れてゐたのであるが、ブレチコフがハルビンへ轉任になつたので、コザツク兵等と共にこれに従ひ、陸路琿春、吉林を経て、ハルビンに

長崎の女
宮本千代

ハルビン
も一寒村

着いたとある。

當時ハルビンは、松花江岸の荒蕪たる原野に、炊烟絲の如く立ち登るといふ荒涼たる一寒村に過ぎなかつた。しかしロシアは、これを僅々數年の間に、歐洲式な大市街にしてしまつた。ロシアは松花江流域に展開するこの平原によつて、東北亞細亞を制せんとする雄大なる企圖を有した。大ハルビンの建設は、實にその産物であつて、東亞經略上の權力は概ねこゝに集中された。宮本千代は、ハルビンに着くと間もなく、浦鹽から六人の邦人を呼んだ。お千代の兄平道彌八、同人妻フイ、伴孫一郎、荒森忠六、錦戸ツル、花田某がそれで、みな長崎の出身であつた。翌三十二年、またお千代によつて、七人の邦人が浦鹽から呼寄せられたのであるが、この七人のハルビン入りの光景が面白い。この七人は當時建設中のロシアの病院の洗濯人と呼ばれたのだ。

六人の同
胞を呼ぶ

ウラジオ
から二十
日を要す

一行七人はウラジオを明治三十二年五月三日に出發し、陸が四日、河が十五日かゝつて同月二十一日にハルビンにつきました。何分夜なので、その晩は船に一泊し、翌朝プリスタンに荷物と共に上陸することにしましたが、言葉が通ぜぬので、食物を買ふことも出來ず、上陸はしたが家もないのでまた船に歸

入頭立の
馬車二臺

りました。翌朝また上陸すると、日本の婦人が珍らしいと見えて（一行中二人が女）、私等の周圍には黒山の見物人です。ロシア人の巡查が来てそれを追ひやる。また寄つて來る。皆すつかり泣き出しそうにしてゐると、忠六（前記荒森忠六）がひよつこり來て呉れました。ともかく自分らの住居まで來といふので、遠いのかと聞くと七十里はあらうといふ。二臺の馬車を雇つて呉れた。馬車賃が四百テールといふから皆驚きました。大體何日かゝつて着くのかと聞くと、黙つてついて來いといふので、ウラヂオから持つて來た洗濯道具、石鹼二函と一緒に八頭立ての馬車二臺に乗り、見渡す限りの畑道をゴトン／＼と揺られ乍ら行くと、二時間もしてこゝだといつて降ろされた。よく聞いて見ると、七十里は支那里で、四百テールとは吉林官帖であつた。降りたところは今の舊ハルビンで、ドクトルのコック部屋でした（哈爾濱日日新聞社「北滿草創」）。

これは一行中の一人、高田豊松の回顧談だ。邦人はこのやうなタドタドしい足どりで滿洲へ入つて來た。高田の回顧談をもう少し。

私等の次に來たものは、矢張りお千代さんの運動で、舊ハルビンに日本の料理店をつくることになり、間もなく相當の邦人が次から次へとやつて來た。一番初めに出來たのは植村、富田兩氏の共同出資に成る日本料理店で、女はブラゴエから呼んだのでした。それまで植村等は私のところで遊んでゐたが、い

早くも日
本料理店

家も薪炭も官給

よく料理店をつくることになつて、ブラゴエまで出かけ、女を集めて來たのです。それに次いで平道君がプリスタンにまた一軒つくつたのです。何分、家も薪も官給ですし、井戸は東清鐵道の方で掘つて呉れました。邦人の基礎はお千代さんの力によるもので、(中略)平道、植村等の料理店開業が種を蒔いて、翌明治三十三年の春、北清事變前までには、種々雑多な職業が出來ました。それを申しますと、洗濯屋、料理店、時計屋、寫眞屋、飯店、理髮店、大工、鍛冶屋、ペンキ屋などで、そのほか按摩やコックに雇はれる人がありました(同上)。

同胞各地に伸ぶ

北清事變が起る頃になると、もうハルビンばかりでない。ロシアの滿洲經營の進捗に従つて、邦人は各地に伸びた。旅順の經營にはロシアは特別な力を用ひた。ロシアはこれに據つて、日本の飛躍を抑へようといふのだ。露領よりする日本人は、當然こゝまで伸びて來た。また日本から直接これに向ふものも少しはあつた。

牛莊(營口)に日本の領事館が設置されたのは、明治九年であつた。明治二十四年牛莊開港後間もなく、三井物産が出張員をこれに派遣し、續いて日本郵船が定期航路を開き、三十二年横濱正金銀行が出張所を置いたのであるが、在留者はみなその關係であつて、邦人の獨

三十五年の全滿邦人の

力これに止つて活動するものは殆んどなかつた。牛莊領事館の報告によれば、明治三十年末管内在留邦人十人、三十一年末には十八人、三十四年末には八十三人に達し、翌三十五年には少し減じて七十八人となつてゐる。明治三十五年一月、牛莊領事館の報告は、全滿在留邦人數の地方別を示して、左の數字を擧げてゐる。

旅順口	五三八	ダールニ	二八〇
大連灣	三〇	奉天	四二
鐵嶺	四六	公都嶺	二六
哈爾濱	四九五	吉林	一六
三姓	三〇	寧古塔	一五
齊々哈爾	二四	フリヤールチ	六四
興安	二〇	札蘭	一九
面坡	一八	石頭河子	一六
横道河子	八四	海林	二五

邦人海外發展史

馬橋河	二五	遼陽	四二
大石橋	三四	關原	一三
合計	一、九〇二		

これら在留者の大部分は露領から入つて來たのだ。この外に届出なきものも相當あつたに相違ない。同年八月、旅順口日本人總代事務所の調査によれば、同地在留者五百九十名、これに總代事務所届出なきものを加へると、七百名に達するといはれた。五百九十名の職業別及びその男女別、

旅順の邦人職業別

一 會社出張所	二軒
一 雜貨商店	十六軒
一 金銀細工職	四軒
一 洗濯業	七軒
一 宿屋	三軒
一 理髮業	四軒

一 裁縫業	三軒
一 貸席	十二軒
一 雜業	二十八軒
一 請負業	一軒
計	八十軒

一 在留人員總數五百九十名 八月現在
 内、男三百三十五名、女百五十五名
 右之通りニ候也

旅順口日本人總代事務所

明治三十五年九月二十八日

また同年九月現在、ダルニー在留邦人二百八十名の職業別は

職業別	戸數	男	女	計
貿易商	一	三	一	四
雜貨商	九	二〇	四	二六

第二十章 初期の在滿邦人

しかしこれと殆んど同時に、在留日本人の團體松花會事務所に於て調査したところによると、日本人總數六百七十人となつてゐる。この方が正しいのだ。明治三十一年以後、新聞記者として、シベリヤ及び滿洲に於て活躍した稻垣伸太郎（日露戰爭中、筆を載せて乃木軍に従ふ）は、その舊著「滿洲の話」に於て、當時のハルビンの人口を六萬六七千と推算してゐる。ロシア側の調査は出来るだけ内輪に計算したものと見える。

ハルビン
邦人戸數
とその職

ハルビン在留日本人六百七十人の職業別を示せば、戸數に於て商業十五戸、洗濯屋十五戸、貸座敷（女郎屋）十一戸、木工九戸、理髮八戸、時計及び金細工七戸、醫師六戸で、その他はラムネ及び菓子製造、料理店、旅館、寫真屋、ペンキ及び硝子職、仕立業、鐵工、靴工等であつた。またこれを數の上からすれば、貸座敷が第一で二百十九人、第二木工九十三人、第三商業六十七人、第四洗濯屋六十四人といふことであつた。

貸座敷の
繁榮

貸座敷の繁昌は、ハルビンに限つたことでない。東露及び滿洲の各地ではみなこれが榮えた。ロシアは東露及び滿洲經營の第一要素として人間の集中を圖つた。人間の集中に必要なものは女である。娘子軍である。だから女を伴ひ來つて營業を始めるものには、官費をもつ

て手厚い保護を與へた。家屋は無料で貸與し、薪炭までこれに給した。日本の娘子軍がこれに發展しない譯はない。左の奇觀を見るがい。

露國軍隊
内に朱印
付貸座敷

滑稽な話といふのは、北清事變の際には、露國の軍隊が多く滿洲に繰り込んで來るので、軍隊内に朱印付貸座敷といふのが設けられ、家屋の無賃貸與は勿論、銃劍にて嚴めしく武装せる番兵まで附して、兵隊共が出掛ける際には、軍隊に行つて先づ切符を購ひ、それを番兵に示して入らしめ、若し將校が長劍憂然として入來の際は、番兵俄かに氣を付けの姿勢で恭しく銃劍を捧げて敬禮するといふ始末（稻垣伸太郎「滿洲の話」）。

意氣な日
本人に金
がない

露國の勢力の及ぶところ、真にこれ日本ムスメの檜舞臺だ。どこへ行つても二三軒乃至五六軒の貸座敷が存在し、一軒五六人から七八人位の女達が稼いでゐた。客はロシア人が第一で、支那人がこれに次いだ。「露助は恐いし、満子（支那人）は臭い。意氣な日本人に金がない」——彼女達の眞實の叫びであつた。

旅順などには、石造の女郎屋が軒を並べて榮えてゐた。日本ムスメばかりでなく、支那人もロシア人も、歐洲人も立籠つて、見事な共進會をやつてゐた。ハルビンと寛城子間の中間

驛公都嶺、こゝには日露同盟貸座敷といふのがあつて、夫なるロシア人はロシアの女を出し、妻なる日本人は日本の女を出し、數多き滿洲の貸座敷中でも、特に異彩を放つてゐた。

邦人團體
松花會の
誕生

ハルビンに日本人の團體松花會といふのが生れたのは、明治三十四年十一月である。時に在留者三百人、會の事務員に大庭柯公がゐた。大庭は間もなく旅順に移り、ロシア人向きの家具屋を開いてゐた。三十五年一月、南滿への鐵道が全部開通したのである。奉天は人口二十萬、滿洲第一の都會であつたが、日本人は多く入らなかつた。「滿洲隨一の大都會であるから、我が貸座敷の一二軒は成り立たぬこともない筈であるが、如何なる方法をもつても、支那人の財布を絞ることは、一寸今の處、日本人の脊腕には叶はないこととなつてゐるので勢ひ露人の多い處に行つて營業しなければならぬことになつてゐる」(前出「滿洲の話」)。けれども戸水寛人博士はこれに就いて、

邦人の奉
天に入る
を喜ばず

奉天はロシア人の頗る重視するところで、日本人が奉天に入るのを餘程厭がつてゐる。是に由て觀ますれば、滿洲西部に於けるロシア兵の重なる根據地は奉天にあるものと見える。若しロシア人が朝鮮に兵を送るとすれば、何れ海城や遼陽や、烟臺など朝鮮に近い土地の兵を先づ鳳凰城に送り、然る後これを

朝鮮に入ることと思ひますが、其後にある根據地は、無論奉天であると考へます(戸水寛人「東亞旅行談」)。

といつてゐる。いづれにしても奉天は、邦人活動のためのよき舞臺ではなかつたのだ。

ロシア系
邦人と支
那系邦人

日露戦争前の在滿邦人は、三千人に近いといはれた。支那の方から入つて行くものも漸次多くなつた。牛莊あたりにゐたものが多くこれに屬したのであるが、「露西亞系に屬するものは露西亞風を吹かし、支那系に屬するものは支那風を吹かし、互に通がつてゐるのも可笑し、地名の稱呼の如きも、例へば寛城子と呼ぶに、露西亞系でクワンチエンザと言へば、支那系はコワンチオンツと言ひ、公都嶺をクンドウリンと言へば、一方はコンツォリンと言ひ、横道河子と書いて露國的にはハンタヘーザと讀むが、支那系の側から見ると、何處を押したらさういふ發音が出るかと笑つてゐる」(前出「滿洲の話」)。蓋し邦人滿洲進出の一段階に於ける興味ある風景であらう。

序だから、當時この滿洲と相接せる北支在滿邦人の數を擧げて置かう。シベリヤに於ける程でないにしても、これもまた邦人滿洲進出の發源地であるからだ。

山海關の邦人戸口調査

山海關在留本邦人戸口調査表(明治三十五年十月現在)

戸口	男	女	計
二三	四五	二九	七四

塘沽一帯の邦人

塘沽一帯本邦人戸口表(明治三十五年八月末日現在)

地方別	戸數	男	女	計
塘沽	一六	五〇	二〇	七〇
西沽	六	一七	二二	二九
西大沽	一	一	二	三
新城	一	三	〇	三
于家堡	七	二	九	一一
滌州	二	二	一	三
合計	三三	七五	四四	一一九

天津在留本邦人戸口調査表(明治三十五年八月末日現在)

地方別	戸數	男	女	計
日本租界	九七	三五三	一八四	五三七
英租界	五二	一六五	六〇	二二五
佛租界	一八	六七	二一	八八
獨租界	二一	五七	一五	七二
元天津城内	二〇	五三	二九	八二
元天津城外	五七	一五四	一七	一七一
合計	二六五	八四九	三二六	一一七五

北京の邦人

北京在留本邦人戸口表(明治三十五年八月末日現在)

戸數	男	女	計
一〇一	三三二	一〇〇	四三二

(以上何れも戸水寛人「東亞旅行談」による)

これ邦人の活動状況を語つてゐる餘裕はないが、このやうな邦人北支進出の陣容から、再轉して滿洲に流れ込むものが續出するのは、また自然の勢ひであらう。大抵まづ牛莊あたり

に腰をおろした。

砲煙下に
進出

日露戦争開始直前、全滿の邦人が引揚げたことはいふ迄もない。けれども邦人の滿洲進出は、砲煙漢々たる間に、また開始された。日露戦争の開始されたのは、三十七年二月であるが、その年の七月、我軍が牛莊を占領すると、邦人のこれに向ふものが續出し、同年十二月同地在留邦人一千百五十五人に達したのだから物凄しい。男一千五十四人、女百一人、戸數にして二百四十三戸である。天地を搖がすやうな戦亂の間、これだけの邦人が出て行つたのだ。

第二十一章 日露戦争後の在滿邦人

一、たゞこれ滿鐵の便乗者

日本の得たるもの

日露戦争の結果、日本はロシアが遼東半島に於て有した關東州の租借權を繼承し、また長春、旅順口間の露國鐵道及びその一切の支線、並に同地方に於てこれに附屬せる一切の權利特權、財産を、支那の承諾を得て繼承した。三十九年八月、南滿洲鐵道株式會社が創立せられ、九月、關東州内行政及び滿鐵の保護取締のために、關東都督府を置いた。

滿鐵と都
督府

三十八年
以後の邦
人増加數

三十八年九月現在、關東州内在住邦人戸數七百四十三戸、五千二百十五人（軍人、軍屬、其他官衙所屬人員を除く）、三十九年末、關東州内及び州外附屬地在住邦人、合計一萬六千六百十三人、四十年、同じく三萬七千八百八十五人、次で四十一年には、州内二萬九千七百七十三人、州外一萬七千六百二十九人、合計四萬七千四百二人に達した。戦後、滿洲に對する國民の關心の旺盛さが判るのである。本邦資本のこれに向つて動員されるものも、また

従つて著しかつた。

初代滿鐵總裁後藤新平伯は、我が滿蒙經營の要諦は、主を以て客を制し、佚を以て勞を待つの地歩を占むるにありとなし、そのためには、第一鐵道の經營、第二炭礦の開發、第三移民、第四牧畜業を起さなければならぬとした。就中、移民を以て要務中の要務とし「鐵道の經營十年を出でざるに、我が移民の數、五十萬に達せしむるを得ば、和戰緩急の制命、居然として我が手中に落ちん」とした。次で、四十二年二月の帝國議會で、小村外相が滿韓移民集中論をやつた次第は、後に記す通りだ。

しかし乍ら、戰役の結果、日本が手中に收め得たものは、前記の如く關東州の租借權と、長春、旅順間の鐵道及びその支線、並にこれに附屬する權利、特權、財産に限られてゐた。従つて、日本が經營し、日本國民が活躍し得る舞臺は、またこの外に出でぬのである。「鐵道經營十年を出でずして、わが移民の數五十萬に達せしむる」などは所詮望むべくもないのである。また日本移民の、濫りに僻遠の地に散布するを 방지、滿韓の地にこれを集中するといつたところで、その如くして集められた移民が、よくこの滿韓地方で食つてゆき、伸びて

十年に五
十萬に達
するを得

望むべく
ない數

四十二年
以後五年
間邦人
増加状況

ゆけるかどうか、問題である。

前記四十一年迄の在滿邦人數の後に續く四十二年以降五ヶ年間の、増加状況は左の通りである。

年	關東州内		州外附屬地	
	戸數	人員	戸數	人員
明治四十二年	三三、一〇二	一一、八〇四		
四十三年	三六、六八八	一二、六五〇		
四十四年	四一、二六〇	一六、〇五四		
大正元年	四五、三五六	二八、二二二		
二年	四七、三八一	三〇、二八二		
領事館管内(牛莊、遼陽、奉天、鐵嶺、長春、安東)				
明治四十二年	三、六五二	一一、九五五		
四十三年	三、六七七	一一、五三七		

四十四年	三、六三七	一一、四四九
大正元年	三、六一三	一一、四五七
二年	三、八七四	一三、五八八

——伊藤武一郎「滿洲十年史」——

問題は數字の内容である

大正二年現在の在滿邦人は、以上の如くして、合計九萬一千二百五十一人に達した。大正二年は、戦役終了の明治三十八年から九年目、滿鐵の營業開始以後七年目だ。後藤伯の所謂「十年にして五十萬人」は、所詮現實の數字ではなかつた。しかし單に數字のみでいへば、九萬一千二百餘人は、決して悪い成績ではないのである。特に三十八年以後、同四十二年に至る増加數などは、刮目に値するものがあらう。しかし問題は、この數字の内容である。

滿洲にある同胞六萬五千人（明治四十二年）は、果して何で食つて行くか。仕事が大きく、多數の従業者を要する點からいつて、滿鐵は無論第一に置かねばならぬ。昨年九月（四十一年）の調査によれば、上總裁より下傭人に至る迄、日本人従事者の數實に八千人、假に一家三口と見て二萬四千人は、滿鐵によつて生活しゐるものである。即ち滿洲在住者全數の三割五分以上に當る。その他請負師、材料供給者

邦人活動の中心地

などいふ類の間に鐵道に依る商賣を挙げたら、これも亦随分夥しい數であらう。要するに滿洲に於ける日本人の活動の中心地はどうしても彼の一本の鐵道にあるのである。（中略）露國時代八萬の人口を有した旅順には、今一萬五千の日清人が空屋の間にばらばらに住んでゐる。師團あてこみの遼陽が寂れたのも、益々寂れつゝあるのも當然。大連の繁華は、在留同胞の誇るところなれど、四十一年の末から本年四十三年）二月迄十四ヶ月の間に、驚く勿れ人口の増加たつた三百と五人。日本人の根據たる此地既に然り。他は推して知るべしである（服部暢「滿洲」）。

しがみつく一本の鐵道

即ち當時の在滿同胞は、たゞ一本の鐵道線路にしがみつき、この線路からこぼれて來る利益に喰ひ下つてゐたのである。しかもこのやうな狀況は、何時迄たつても同じであつた。昭和六年、滿洲事變勃發前に於ける同胞數二十三萬人、この大半が滿鐵の社員とその家族であつて、他は關東廳の役人、諸會社員、及びこれらを顧客とする商人で、大陸に鐵を入れ、幾萬同胞の血汐の上に、日本民族永遠の基礎を築かんとするやうな意氣を有するものは案外に少なかつた。大正十五年の統計では、同年中の在滿邦人十九萬六百八十五人、内農業者二千三百二十六人で、全數の一割二分二厘である。

農業者は一割二分

在滿邦人
への批評

商人は狭い附屬地内に立籠つて、所謂共食ひの戦ひを續けてゐた。堂々たる店舗を作り、店を綺麗に飾つてゐても、磐石の基礎の上に立つものは少なかつた。粒々辛苦、結ぶべくして結んだ實でなくて、無理な金融による不自然な花であつた。前途に希望があるのでもないでもない。たゞそうするより仕方がなかつたのだ。目につくものはたゞ植民地的なケバケバしさ、毒々しさであつた。商人以外の他の職業者も、同じ傾向を走つてゐた。輕佻浮華不眞面目極まると批評された。このやうな同胞の將來が、洋々たる希望の海に通ずる譯がない。彼れらは當然、自らを縛り上げて、「疲弊」の淵に叩き込んだ。在滿の官憲及び滿鐵の人々は、これを同胞の戦時氣分、成金氣分、依頼主義に歸した。同胞はこの夢から覺めるか、又は現在の在滿邦人が全部堅實なる新來者によつて交代されざる限り、邦人の發展は覺束ないと評した。けれども在滿同胞は、これに對していふのである。

在滿同胞
の言ひ分

我等は決して心からの成金氣分でも、依頼主義でもない、我等の今日の疲弊は必ずしも自分らのみの招いた罪ではない。寧ろ官憲、滿鐵、乃至は東拓、鮮銀等、政府の使命を有する特殊會社、特殊銀行等の方針に誤られたのである。即ち我等は關東州か又は滿鐵附屬地以外には、居住の自由を有しないから、

建築に要
した三億
圓

已むを得ずこゝに居を求めなければならぬ。然るに關東廳や滿鐵は、嚴重なる建築規則を制定し、材料、構造に大なる制限を設けて建築を強制し、東拓は進んで建築費の融通をなしたため、一時旅行の邦人又は歐米人に誇稱し得る堂々たる市街地が形成せらるゝに至つたのである。建築に要した資金は概算總額三億萬圓で、内一億圓は各個人が財布の底を叩いたものにより、餘の二億圓は東拓その他銀行の金融によるものである。而して一方關東廳は歐洲大戰中、會社の自由設立主義を採り、一面東拓、鮮銀等が競争的に貸出を爲すに至り、信託會社又は不安定なる各種の工業會社が発生し、盛んに不動産證券の思惑賣買が行はれ、或は有價證券の金融會社が成立し、その後大連初め各地に取引所が設立さるゝに至り、官民は擧げて投機熱に夢中となるに至つた。正に槿花一朝の夢である。一方我等に對し身分不相應の住宅に住むべきを要請し乍ら、我等には鐵道附屬地にて共喰する以外に、活くべき途が與へられてゐない。而も一方會社の自由設立といふが如き最も放漫なる方法の下に、盛んに我等に産業に没頭すべき誘惑をなしたため、我等が生くべき手段とし、又不相應なる住宅に住む體面維持のためよりして投機に耽つたのは人間として餘儀ない次第ではないか（永田稗「滿洲に於ける移住地の建設」）。

官民擧げ
て投機に
熱中

二、滿洲邦人農業小史

滿洲米作
邦人の元

滿洲の農業中、邦人關係の主要なるものは米作である。水田の經營である。明治三十八年普蘭店西方に於ける小出英吉の開墾が、關東州内邦人水田經營の初めといはれる。州外附屬地では、四十二年、撫順附近古城子に於ける、大江惟慶のそれを以て嚆矢とすると傳へられる。

次で、四十三年には、勝弘貞次郎が奉天附屬地に、入江順治が熊岳城に、夫々水田經營を開始し、爾後、在滿邦人の増加に伴ふ米穀の需要に促されて、各地にこれを始むるものが續出した。附屬地外では、四十四年藤田與一郎が、三道溝にこれを始めたのを、第一番とするやうである。かくして大正三年在滿邦人米作に關する數字は

關東州	二六人	八十四町一反五畝
旅順管内	七人	十二町五反五畝
大連管内	九人	二十七町二反七畝
金州管内	七人	十八町六反歩
普蘭店管内	三人	二十五町七反歩

大正三年
の數字

州外附屬地	二七人	百八十五町歩
附屬地外	八人	百八町歩

前出——滿洲十年史——

この外、米作以外の農業に従事するものもあり、都督府も滿鐵も、邦人の農業進展のために、相當の盡力を惜まなかつたのであるが、しかも在滿同胞の農業發展史には、語り傳へらるべき華々しき場面が少ないのである。

守備隊滿
期營農者
の設定

滿鐵は大正三年より四ヶ年に亘り、守備隊滿期兵の營農者三十五戸を設定した。附屬地を一大農場と見做し、なるべく多數の邦人を容れて、これに大發展を遂げしむるための資料を得んとするにあつた。農舎建築、役畜購入費として三百圓以内の貸付をなし、滿鐵の産業奨勵規定を全部これに適用し、産業係員をしてこれを指導させた。無論初めの中だけである。

昭和四年
の成績

ところが、この成績につき、昭和四年三月の調査によると、その設定耕地に止まるもの十七戸、他は左の原因によつて退耕してしまつた。眞面目に農業に従事せず、生業の見込立たざる理由により耕地を沒收せられたもの三名、經營拙劣なるため收支相償はずこれを放棄せ

るもの二名、市街地計畫その他の必要より耕地を回收せられたもの一名、製糖會社の耕地買収に際し、讓渡權利金に眩惑せられたもの六名、株その他特産物仲買に手を出して失敗し農業者として起つ能はざるに至つたもの二名、死亡又は横死者三名。

農業者六十七戸の試み

滿鐵ではまた除隊兵ならざる農業者六十七名に、附屬地を貸付けた。しかしこれも三分の二以上が不成績に終つてしまつた。中に滿鐵退職者もあり、相當の資金をこれに投下したに拘らず、みないけなかつた。その原因一、農業者たる素質不良なりしこと、二、副業の選定を誤つたこと、三、土地借受の不安定なること、四、滿洲の事情に疎かつたこと。

福島大將の計畫

しかしこの種の移民計畫で、特に傳へらるべきものは、金州愛川村のそれであらう。ことは一警官の努力に始まり、福島安正大將の計畫となり、慘澹たる苦心を経て、ともかくも今日に至つてゐるのである。滿洲農事協會「農業の滿洲」第九號に

日露の戰雲漸く散んじて數年、州内に徳政の美風が徐ろに薫り、秩序が次第に立ち初めて來た時、孤家僅かに人の在るを示す鹽廠と稱する地に、職務の餘暇、土地の利用開發に専心思を練る眞摯なる警官があつた。當時大魏家屯駐在警察官橋本市藏君がその人である。

希望の第一年

彼の深思熟慮は、水稻耕作を以て該地に最も適當なりとした。そしてそれは地方の篤農家によつて實現した。力強い意義ある最初の畝の下された處は今の愛川村南新田の地であつた。希望の第一年（明治四十四年）は安らかに過ぎ去つた。黄波穰々たる豊かな秋を迎へた農民は、云ひ知れぬ喜びと更に將來に對する雄々しき胸の高鳴りを禁じ得ざるものがあつた。

越えて大正元年には、農商務省の技師恩田鐵彌博士がこの地を踏査し、水稻に好適なることに折紙をつけ、これを發表したので、土地の貸付を出願するものが續出し、全地積二百七十五町歩は、眞田、安永大久保、福西、王の五名に許可され、新しい計畫が樹てられるに至つた。福島都督は土を見、地を相して水田米作を基調として内地人移住の模範農村建設を計畫されたのである。土地に即して根強く大陸に地歩を占むる植民の計畫こそ、當時にあつては誠に卓見であり、有意義な企であつた。

模範農村の計畫へ

聽て當時の關東廳農事試驗場長木下義道氏や土木課の倉塚技師によつて農村建設の計畫は進められた。約一萬五千圓が道路、畦畔、水源地、堤塘、排水溝等の土木工費として支辨され、更に六千五百圓によつて移住家屋が建設されることになつたが、何れの時代にも試験困厄は伴ふのである。暴風雨、洪水によつて幾多の支障蹉跎に遭遇したが、大風一過、危機は去つて、大正四年の四月には、これが完成を見ることが出來た。

山口縣か
ら移民招
致

斯くて準備は整へられ、多大の期待をもつて山口縣から移民が招致された。その人々の郷里玖珂郡愛宕村と川下村との頭字を取り、こゝに新農村「愛川村」と命名された。稻の穂先きに風軽く、順風慈雨に恵まれて圃ひらるゝ鼓腹の秋、そこに湧き興る平和と希望の氣分こそは、農民に天與の特權であるが、それは却々問屋で卸して呉れぬ。彼等は終年天候と戦はねばならぬ。更に害虫の跋扈、病害の發生、加ふるに物資の購買、生産物の販賣等に起る人爲的壓迫等、ヒシヒシと人生苦の訪れが絶えなかつた。

(中略)

二戸を殘
して離散やり直し
の首途

かくして第一期の模範農村は、山口、新潟の二縣人各一戸づゝを殘して離散し去つたのである。大正五年、既に都督の職を去つた福島大將は、この報を耳にして村の前途を憂ひ、大將の郷里長野縣から希望者五戸を募集して渡航せしめた。更に守備隊出の一名も加へられて合計八戸(前の二戸を含む)、村の陣容は整へられて、新しき門出を祝福された。愛川村の使命は水田である。随つてその成否の鍵が灌溉水にあつたのはいふ迄もないが、不幸その鍵には重大な悩みが懸けられてゐた。最初は附近小蓬泡と稱する土地の溜池より引水したが、間もなくそれは涸渴して用をなさなくなつた。大魏家川は滿洲に普通見らるゝ川であつて流水はない。餘儀なく希望は地下水に向けられたのであるが、これも潤澤なりとは云ひ難く、早天に萎凋する稻株をみつめて、農民は悲憤の涙に咽んでゐた。

困難は續
く

主作物たる水稻の狀況既に然りである、水田以外に伸びる餘地の乏しいこの地に於て、彼等の困窮缺乏は察するに難くない。頑是なき幼童を擁して今夕の食事に主婦の胸を傷めた事もあつたであらう。病床の患者に侍して、醫藥の不充分を嘆じた事もあつたであらう。郷里から持参した小供の晴着の色は褪せて漫ろに往時を追懐したことも絶無ではなかつたらう。殊に同情に堪えないのは、前記八戸の農家中、三名の主婦が相前後して死亡したことである。逆境に處して困苦窮乏と闘ふ第一線の勇者であつた彼等主婦の心事を想像せば、誠に同情の念に堪えないものがある。

曙光は足
下から

秋風雨を誘ふ時、日暮れて路遠き農村に、忍苦の十年が刻々と過ぎつゝある。然も初代移民の失敗を顧みて、農民の意氣は石に嚙りついてもと、牢乎として動かなかつた。秋雲は過ぎ去つた。愛川村の曙光は足下の地中から爽やかに輝き初めて、灌溉水の不足に苦しみ抜いた同地は、關東廳清水土木技師の實地踏査により、地下水利用鑿井工事によつて局面の轉回を計つた。大正十三年の九月から各處に試掘した結果は、多數有望井を發見することが出來、昭和二年秋からは、相當多量の湧水を見ることが出來た。一方大正十四年には一萬二千圓の豫算によつて、電力線が布設された。灌溉用水は勿論のこと、糶擢精白にもこれが利用せられ、僻遠の地である農家の窓にも、文化の燈影が差すやうになつた。

愛川村の
負擔

開墾の鉞はダングンと進められ、垂穂を誇る美田は次から次へと展開するに至つた。

一燈園の
燈影莊

しかし乍ら、これを以て、豊かな「愛川村」、平和な邦人村を想像しては誤りだといはれる。愛川村は今なほ苦しみつゝあるといふのである。「今日迄の連帯責任の借金が年利八分のもの二萬圓、年利一割五分のもの二萬五千圓、合計四萬五千圓を如何にするか、又地下水は惠まるゝに至つたが、その動力料は一キロ四錢にして、二千五百圓を要し、一反歩三圓五十錢が賦課されるのである。これに借入金の子及び税金を加へれば、七千八百圓となる。これに對し、極めて順調な年に於て豫定地を全耕し得て、藁まで加へての總収入約一萬圓となる。しかも官有地で、地代を無料にしてのこの計算である。差引利益七千圓を七戸に分配して、果して一ケ年の生計費を償ひ得るであらうか」と。(鎌田澤一郎、滿洲移民の新しい道)。

同じ金州に、矢張りこの愛川村に關聯して始められたものに、西田天香の一燈園の營む燈影莊農場がある。大正十四年、西田天香が渡滿の際、時の金州民政署長の依頼により、同人山崎壽を愛川村に托鉢せしめたことから始まるのだが、爾來今日まで、經營當事者は、實に徹底した生活に耐へ、激しい奉仕の精神を堅持しつゝ、黙々として歩み續けてゐるといふこ

大連農事
會社

とである。

大連農事會社が、滿鐵出資の資本金一千萬圓を以て設立されたのは、昭和四年四月であつた。關東州及び滿鐵附屬地内に堅實なる中堅邦農を移植し、一面また地方の農業改善に資せんとしよのが、設立の目的であり、その第一期計畫として、五千町歩の購入又は借受土地に六百戸の邦人農業者を入植せしむるといふことであつた。しかしこれが思ふやうでなかつた事情は、新しいことだけに一般に知られてゐる。

三、支那官憲の壓迫

「二十一
條」の
成立と
邦人

在滿同胞不振の原因の一つは、たしかにその活動舞臺の制限せられてゐたことであつた。大正三年の「二十一箇條」の成立で、日本は一應この制限を取拂つた。即ち南滿洲及び東部内蒙古に關する條約

第二條 日本國民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設するため、又は農業を經營するため、必要な土地を商租することを得(土地商租權)

第三條 日本國民は南滿洲に於て自由に居住し往來し、各種の商工業其他の業務に従事することを得
(内地雜居權、内地營業自由權)

第四條 日本國民が東部蒙古に於て、支那國民と合辨により、農業及び附隨工業の經營を爲さんとする
ときは、支那政府はこれを承認すべし(農工業の合辨經營權)

大隈侯の
演説

これについて、時の總理大臣大隈重信侯は、同年五月三十日、日本移民協會總會席上、左
の如く演説した。

移民協會に多少の御注意を請ひたいのは滿洲及び蒙古が、平たく言へば開放されたのである。是迄は御
承知の通り、兩國間の條約によつて内地は開放されてゐない。居留地以外には旅行の自由も大分制限さ
れて居つた。居住は勿論制限されて居つた。商工業も制限されて居つた。況んや農業など實際に出來な
かつたのである。それが今度滿洲は開放された。その範圍は日本帝國の領土より大なるものである。こ
れが私が始めからいふところの支那の主權は存在して居る。その主權の下に日本人が行つて働くといふ
ことは、この度の條約によつて支那政府が日本に讓歩したのである。日本に讓與したのである。即ちそ
の讓與は居住、旅行、商工業及び農業、或は鑛山、蒙古は少し違ひますが、外は何等違はぬ。唯農業に

「滿洲は
開放され
た」

於ては日支合併といふ違ひある外は違はぬ。これから日本人が何十萬でも何百萬でも滿洲に行つて働く
非常な大なる活動區域を與へたといふことに、支那政府が友誼的に日本に讓歩した(日本移民協會報告
第二號)。

大隈侯はこのやうに喜んで呉れたけれども、そうしてまた世間も大いに喜んだことであ
るけれども、事實はなか／＼この通りには行かなかつた。この通りに行かなかつたのみなら
ず、この期待に逆行するの狀況が遠慮なく展開した。

懲辨國賊
條例

先づ、右條約調印後、一ヶ月にして、支那政府は「懲辨國賊條例」を發布した。支那人民
にして、自己の自由意思によつて商租を實行し、又は所定の方式に照らして手續を履まざる
ときは、國土盜賣の名を以て重刑を課するといふのである。明かに日本人の商租權行使を防
害するの意圖による。支那官憲はこれによつて、正當な當事者を随分苦しめたものである。
數ヶ月若くは數年間、獄裡に投じて、一回の審問も行はなかつたといふやうな例もある。

支那の利
權回收運
動

歐洲大戰後、世界の弱少民族は奮起した。支那は利權回收運動をもつて日本に迫つた。旅
大を返せ、不平等條約を撤廢しろと。大正十二年三月、支那政府は暴戻にも日支條約の廢棄

をさへ通告して來たのである。彼等は滿洲に於ける日本の利權を根本的に覆滅せんとした。公然土地の商租を嚴禁し、從來看過して來た鮮人の歸化さへ困難にし、その上、歸化鮮人の土地入手を禁じ、その居住を壓迫する等、凡ゆる手段を以て、日本人（内、鮮人）の活動を封じた。

かくして勢ひの趨くところ、遂に萬寶山事件の勃發となり、滿洲事變への導火線をつくつたのだ。大正十一年設立の東亞勸業公司は、滿洲事變前、水田、畑、その他を合して合計一三七、〇〇〇町歩を所有した。その内、支那官憲の壓迫及び政情の不安定による經營不能土地は、實に一一四、七〇〇町歩の多きに達したといふのである。即ちその經營不能土地の内

東亞勸業公司の事業

所在地	面積	買收年度
奉天省通達縣哈番營子	六八〇・四〇町	大正十二年
同省莊河縣大孤山	一、七八三・五四	同
同省法庫縣獲子洞	一、四三一・六五	同

同省開魯縣魯北縣西魯札特旗	三八、八八〇・〇〇	大正十一年
開魯縣東札魯特旗	三七、九三七・一二	同
東部內蒙古林西縣及巴林旗	二七、〇〇〇・〇〇	
奉天省東邊道柳河縣大手溝	三六五・一八	
吉林省延吉縣	五、九〇〇・〇〇	
奉天省蓋平縣	七二二・九七	
合計	一一四、七〇〇・八六	（山口高等商業學校「東亞經濟研究」）

而してこれに對する支那官憲の壓迫手段の主なるものは左の通りだ。

支那官憲の壓迫手段

- 一、數萬町歩に亘る土地不當沒收
- 二、經營土地の管理經營不能
- 三、浮多地の不當拂下
- 四、境界の不當爭奪
- 五、開墾及び築堤工事の妨害

- 六、灌漑又は排水の阻止
- 七、鮮人小作人の耕作及び居住壓迫
- 八、土地出租及び關係支那人の拘禁及び投獄

東亞勸業公司是滿鐵の傍系會社だ。當時資本金一千萬圓、つまり滿鐵を背景とし、一千萬圓の資本金をもつてしても、土地の入手及び入手土地の經營が困難であつたのだ。これではとても日本民族の大發展は思ふべくもないのである。

萬寶山事件

然らば、いふところの萬寶山事件は如何にして起つたか、昭和五年七月、支那側官憲は、吉敦線一帶の鮮農に對し、共產黨取締りの名の下に、暴虐の限りを盡した。無實にして虐殺されたもの二百三名、投獄されたもの二百三十八名に達した。その結果、居住權を脅かされ生命の不安を感じて、各輿地より滿鐵沿線に避難して來た鮮農は、夥しき數に達した。翌年四月、これら避難民の内、百三十名は、郝永徳なる支那人の仲介で、萬寶山五百响地の荒蕪地を借受けることとし、一响地十圓の割合の出資で、萬寶山水田組合なるものを組織した。一同は開墾準備を了すると同時に、小作契約書草案を長春縣政府に提出、その許可を得て、

鮮農水田組合

夫々關係地主との間に契約の調印を終つた。

かくて愈々移住を開始しようとする、現地の官憲が鮮人の居住を認めぬと云ひ出した。鮮農達は、縁故を辿つて、各關係官憲に賄賂を贈つた。賄賂が利いて許可せられ、各地主等の好意で家屋の借入りも終り、三十八處帯百八十七名がこれに移住したのは四月二十三日であつた。移住者達は即日通水路開掘工事に着手し、五月の半ばには百五十名からの支那人を雇つて、工事の完成を急いだ。

五月の末になると、工事は七分通り完成した。收賄官憲間には、賄賂の多少に關する争ひが起つた。不利な地位に立つた一收賄者は、これを吉林省政府に讒訴した。省政府は時を移さず、長春公安局騎馬巡查二百名を現場に急行せしめ、移住鮮農に對し、歸化者にあらざるものゝ居住を許さず、省政府は三日以内に退去を命ずといひ渡した。しかも激しい暴行を加へ工事現場に向つて發砲さへしたのである。

一方附近住民に對しては、食料品その他、勞力及び物品の供給を嚴禁し、井水の使用を拒絶せしめ、關係地主、家主、及び最初の仲介者郝永徳等は、全部賣國奴として投獄されてし

吉林省政府の暴狀

まつた。投獄された地主、家主等はすぐに鮮農側に對して、その明渡しを迫つた。巡警は附近より徵發した荷馬車に、移住鮮農の家財什器を勝手に積み込み、これをドンドン長春に送還した。

露營を續
くる鮮農

しかし乍ら鮮農の大部分は、斷乎現場に踏み止つて、露宿を續けた。長春縣政府は我等の居住開墾を許可したのである。従つて突如たる退去命令は不法であると出張した。二百の警官は、滯留三日、暴虐の限りを盡した。六月一日、主なるもの九名を捕縛して、長春に引上げて行つた。

指導者を奪はれた鮮農達は、萬策つきて在長春の日本領事館に、保護方を訴へ出た。領事館では、中川警部以下十五名の警察官を現狀に急行させた。長春公安局もこれに對抗し、再び二百餘名の騎馬巡查を急派したので、事柄はこゝで日支官憲の對立へと移行した。鮮農はあらゆる迫害と、食料の不足とを耐え忍びつゝ、工事を繼續し、遂に通水路を完成した。

暴民二千
を率ゐて

これを見た支那官憲は、七月一日暴民二千を率ゐて工事現場を襲撃、堰止堤防を破壊し、通水路五百米を埋没し、その上殘留者に暴行の限りをつくして退去を迫つた。領事館は中川

警部の報告に基き、長春縣政府に、その不法を詰問したが、縣政府は「これ地方住民の愛國心の發露なり」とあつて、責任を迴避するだけである。即ち我が方も更に三十名の警察官を現場に急派、嚴重警戒に努むるところあつたが、明くれば七月二日午前七時、前日に倍する程の暴民は、旗を先頭に立て、現場に襲來、發砲し始めた。日本側警官は、理を盡して制止したが遂に肯かず、我が警官に向つて土石を投ずるといふ兇暴振りである。

我が方絶
對絶命

正午頃、暴民は更に數を増して、現場を包圍し、夕景、長春との連絡は絶たれ、日本側警官及び鮮農は、飽くまで現場を死守すべく防禦陣を築き、塹壕を掘つて、絶對絶命の中に夜を明かした。これより事件は日支の外交交渉に移され、危機一髪のところ日支双方の警官の後退となつたのであるが、しかし支那官憲の鮮人迫害は、遂にこれが最後となり、同年九月十八日を以て、滿洲事變の幕は切つて落されたのである。現場に踏み止つた鮮農は、その後幾多の困難を廢して、遂にこの地一帯を美田と化し、また化しつゝある。

白衣の同
胞の業績

滿洲全土に亘る白衣の同胞の業績は、内地人農業者の遠く及ぶところでないのである。

第二十二章 滿洲事變後の滿洲發展

一、在滿邦人の増加と建國景氣

昭和六年九月十八日、北大營に轟いた一發の銃聲は、遂に滿洲に於ける舊政權を破壊し去り、新しい國家の建設を呼び起した。皇軍は莫大な犠牲を拂つた。その犠牲の上に、在滿同胞は蘇つた。否、滿洲三千萬の民衆が蘇つた。日本國民の感激は絶頂に達した。邦人發展のための、あらゆる障礙が撤去された。行け、滿洲へ、滿洲へといふ次第だ。

北大營一發の銃聲

視察者が殺到した。旅館、料理屋が繁昌した。日滿貿易が躍進した。各地に建築工事が起り、華かなる邦商の活躍が展開した。無藝無資本の青年が、大陸征服の意氣に燃えて、無闇矢鱈に渡滿した。日本民族大陸發展の祝福された首途である。女性の進出も眼覺しかつた。一旅行者の手紙に「女ならでは世の明けぬ國、滿洲國にも娘子軍がどや／＼と這入つて來ました。紅い蹴出しと申しますか、あいつをヒラヒラ北滿の吉林嵐に靡せながら、鼻息荒く乗

祝福されたる首途

込んで來る處は、物凄くも壯觀です。島田あり、銀杏返しあり、桃割あり、大概滿鐵の附屬地は滿員だとあつて、それが城内の支那人街に瀰漫してゐるのですが、汚ない南京市街の裏店に、大和撫子が咲きこぼれて、毎夜の如く管絃のさんざめき、新京の景氣も今が絶頂でせう——。しかしこの如きは、決して新京ばかりではなかつた。

大和撫子が咲きこぼれて

躍る数字の躍る数字

關東廳調査による昭和七年十一月現在、關東州及び滿鐵附屬地の在留邦人は、二十四萬百七十三人で、前年同期のそれよりも二萬七百四十五人の増加である。これに右地區以外の在留者凡そ二萬人、その他軍隊及びその關係者を加へたら、優に三十萬に達するといはれた。新京では事變後僅か一年の間に、旅館が十九、下宿二十三、料理店八、カフェー六、飲食店二十一、自動車運輸五、舞踏場二がそれぞれ増加し、接客婦人に至つては、事變前五十四人であつたものが、四百九人に急増した。そして事變前、奉天は十數軒の邦人旅館を見るのみであつたのが、これも僅か一年の間に七十軒に増加したといふ(雜誌「海外」第十三卷三月號)。

疊一枚一夜十圓

各都市に於ける人口の増加に伴つて、奉天、新京等の滿鐵附屬地には、空家一軒もなく、一般民家も苟も空室があればこれを賃貸する有様で、新京の如きは疊一枚の賃貸料十圓に暴

騰した。従つて家屋の新築が素晴らしい勢ひで行はれた。昭和七年中、奉天に於ける土木建築請負高四百六十二萬五千圓、内民間建築は二百七十八萬六千圓で、全體の六割餘を占め、民間建築高の大なること、實に滿洲第一であつた。これは軍司令部が奉天に駐在し、全權の新京移駐まで、奉天は名實共に全滿の政治的中心を爲し、名士の往來繁しく、急激なる住宅難を來したためである。

經濟都市
奉天眼が
けて

滿洲事變後、奉天は將來經濟都市として一大飛躍を遂ぐべきを豫想された。豫想ばかりでなく、それは事實その通りであるのだが、これがため日本の會社商店の支店、出張所の設置されるもの多く、山田某の如きは、昭和七年十三萬五千圓を投じて、大建築を行つた。この年、奉天附屬地に工業用地の借地出願をなすもの六十件、その申込坪數合計二十九萬三千八百坪に達した。而してこれら借地出願者はみなこゝに工場を設けて、大々的に事業を開始しようといふのであつた。酒釀造業が、全出願者の六分の一で第一位を占め、鐵工場、ゴム工場、製藥工場などがこれに次いだ。在滿邦人が好景氣に酔つてゐれば酒の需要も殖える譯だ。人口の増加がこれに拍車をかけること勿論で、事變後一ケ年間の酒の需要は、事變前一

酒、酒、酒

ケ年のそれに三倍した。このおびただしい増加量を、日本内地から供給したのでは引合はない。従價七、八割の關稅を取られるし、運賃もかけなければならぬ。いゝ具合に滿洲でも上等の酒が出来る。奉天の櫻正宗が朝鮮の酒品評會で一等賞を取り、酒の本場たる灘に於て四等賞を取つたといふ話がある。酒屋はそれだから滿洲で飲む酒は滿洲で作るがいと考へたことであらう。

新京に響
く土木工
事

昭和七年、新京に於ける土木建築請負高は、五百三十三萬七千九百五圓で、前年の十七萬五千三百八十七圓の三十倍強、その件數七百六十二で、前年六十件の十三倍弱である。内民間家屋建築百九十一件九十五萬八千五百五十圓、この家屋用途、住宅一〇二、店舗五八、事務所三三、料理營業一、百貨店一であつた。奉天、新京以外の都市に於ける土木建築もまた相當盛んなものがあり、同年中の軍部關係土木建築費だけでも、全滿を通じ一千万圓を超過したのである。その繁昌たるや蓋し想像に餘りがあらう。

貿易額の
飛躍

土木建築工事の繁昌に伴ひ、建築材料特に木材の需要は素晴らしいもので、新京に於て使用した七年度の木材は、一千三百車に達し、内新義州安東からの逆輸入二百車、吉林より一千

車、八年度新京需要木材は六千車と推算された。昭和七年十二月二十日、大連發奥地に向けて送られた日本品雜貨、麥粉、煙草、レール、麻袋等は貨車二百二十二車、約七千噸に達し大連開港以來の記録とされた。日滿兩國間の貿易、特に日本よりする輸出の躍進の程が想像されて、愉快この上もないのである。

手が焼く
渡滿者

だが、無藝無計畫者の渡滿の激増には、各方面で手を焼かなければならなかつた。いろいろな夢を胸に描いて、内地を飛び出して行つた彼等の多くは、大連に上陸すると、もう動きのとれぬ状態に當面した。先に行かうにも旅費さへないのである。大連まで行つたら、あとはどうにでもなるだらうと思つたのだ。さつとあつちにも、こつちにも、うまい話が轉がつてゐるだらうと考へたのだ。無論さういふのは、多く内地の失業者であつた。

知己もなし
金もなし

今回の時局に際し、内地より渡滿する失業者日日遞増し、當所もこれが對策に奔命中に候へ共、求人依然少く、甚だ困難なる現狀に有之、而もこれら渡來失業者の大部分は、當地に知己もなく、所持金は費消して日日の生活にも窮する有様にして、誠に憂慮に堪へざる次第に有之候、畢竟するにこれら求職者の大多數は、滿洲の事情に通ぜず、單に内地に於ける新聞等の滿蒙記事の影響に依り、漫然渡來する

時期尙早

結果と認められ候に就いては、時局終結の上は滿洲に於ける諸産業も次第に發展し、將來多數の従業員を要求する時期の到來することは豫想され候へ共、差當り現在の處、多數失業者の渡來は、時期尙早につき、確たる目的もなく漫然渡滿するが如きことなき様、求職者に對し、可然御指示相成度此段及御依頼候也

昭和十一年現在
邦人數

これは大連市職業紹介所が、内地關係方面に宛てたもの、一節である。しかもこの大陸滿洲は、その後益々邦人を招いた。日滿兩國の諸施設、諸事業の整備、發展に伴つて、邦人は急激に増加した。

昭和十一年十月現在、滿洲國在留邦人は、百二十三萬三千六百九十九人（この内朝鮮人八十五萬七千三百六十人、臺灣人三百三人）、同じく關東州十七萬一千七十九人（内朝鮮人四千二十五人）である。即ち内地人だけで、滿洲國及び關東州に在留するもの、五十四萬三千九百人である（外務省、海外各地在留邦人人口表）。

一、移民計畫の續出と其の弊害

安價なる
醉態

計畫團體
七十五

滿洲事變が勃發し、新國家が誕生し、秩序の回復や、見るべきものがあるに至ると、これに向つてする邦人移民團の計畫が、全国各地に續出した。日露戰爭以後、事變勃發まで二十有七年の間、農業上これといふ実績を示すことがなかつた日本人としては、珍らしい發奮だといはなければならぬ。だが實は、これは發奮でなくて、大陸の魅力に對する發熱である。滿蒙の曠野を甘く見ての、安價なる醉態であつた。

在郷軍人會本部の調査によれば、昭和七年中、この計畫をもつて生れ出たもの、及び既存の團體にしてこの計畫を發表したるもの、合計七十五團體の多きに達した。

- | | | | |
|----------|------|---------|------|
| 東滿洲植民協會 | (東京) | 天照園移民團 | (東京) |
| 滿蒙移民組合本部 | (同) | 滿洲拓植協會 | (同) |
| 國風會 | (同) | 國輝移民會 | (同) |
| 東亞保民會 | (同) | 國士會 | (同) |
| 日本主義同盟 | (同) | 策進會 | (同) |
| 日本青年協會 | (同) | 滿蒙研究同志會 | (同) |

- | | | | |
|------------|----------|----------|-----------|
| 東京製材協會 | (東京) | 滿蒙研究會 | (東京) |
| 愛國青年同盟 | (同) | 興國會本部 | (同) |
| 滿蒙啓發同志會 | (同) | 大日本正義團 | (同) |
| 下田移民計畫團 | | 滿鮮開發協會 | |
| 滿蒙集團移民黒石協會 | | 滿蒙移民團 | (發起者角田一郎) |
| 滿蒙移民協會 | | 滿蒙屯田義警團 | |
| 滿蒙開發助成會 | | 國防同志會 | (大阪) |
| 滿蒙開拓社 | | 憂國大同團 | |
| 樺太移民團 | (樺太) | 滿蒙會 | (秋田) |
| 磐城炭坑移民團 | (磐城炭坑會社) | 日本國民高等學校 | (茨城) |
| 日滿塾 | (弘前) | 滿蒙事業協會 | |
| 國民國防同盟會 | (高崎市) | 滿蒙植民義勇同盟 | (神奈川) |
| 星櫻會 | (旅順) | 大陸植民講習所 | |
| 滿蒙移民奥羽村 | (京城) | 大邱集團移民計畫 | (朝鮮) |

- 京城滿蒙在住同胞後援會
- 京城天道教新派移民計畫
- 島山幸太郎移民計畫
- 福岡縣海外協會
- 力行社
- 滿蒙調査會
- 島根縣天理教聯合會
- 廣島縣教育會
- 德島村建設
- 土佐農耕團
- 尾張村建設
- 辻少尉移民計畫
- 松陽新報社
- 乃木村移民團
- 大邱大興會
- 平南成川郡四佳金融
- 福岡村建設移民協會
- 滿蒙開發協會
- 山本移民農村建設
- 島根縣教育會
- 中國滿蒙拓植協會
- 岩朝集團移民計畫
- 滿蒙集團移民計畫團
- 靜岡海外協會
- 梅本中尉滿蒙移民團
- 滿蒙移民團
- 滿蒙移民石川村建設實行會
- 滿蒙移住研究會
- (朝鮮)
- (朝鮮)
- (福岡)
- (福岡)
- (福岡)
- (長崎)
- (島根)
- (岡山)
- (靜岡)
- (靜岡)
- (福岡)
- (發起者岡本利二)
- (長野)

- 信濃村建設
- 天理教青年會滿洲國移民計畫(大連)
- 滿蒙植民協會
- 豐原畜農組合移民計畫
- 黑龍江省內鮮人移民計畫
- 錦州小嶺子移民計畫
- (長野)
- (大連)
- (大連)
- (樺太)
- (大連)
- (大連)
- (雜誌「海外」第十三卷一月號)

しかしこの内、眞剣な意氣に燃えて、計畫遂行に出發したものは幾つもない。大抵、「樂土滿蒙」熱に浮かされて、おこがましくも天下に呼號して見たといふだけであつた。少し手を伸ばして各般の事情を調べて見ると、どうもなかなか困難である。所用土地はいくらでもたゞで貰へると思つた。馬賊の心配があるにしても、なアに、大したこともあるまいと思つた。馬賊の危険があるなら、その危険がなくなつてからでも差支へない。今の中に土地だけ何とかして貰つて置かうといふのもある。けれども、そんなのはみな向ふからアテが外れて來た。もともとポロい儲け目當の計畫であり、熱に浮かされての發心だから、なかなか儲りそうもないとなると、みな帆を卷いて退散した。勇氣凜々と思つたのは、なアに一時の氣の迷ひで、前途の困難が豫想されると、もう忽ち冷めてしまつた。

土地だけでも貰つて置け

「樂土滿洲」に地獄の相

保證金迄取つて

滿洲移住熱勃興と共に、これに乗じて悪いことをするものが續出した。これに乗せられた移民達は、「樂土滿洲」に地獄の相を發見して、泣き抜いたことである。昭和七年三月、樺太から三十家族の移民團が渡滿した。事變後内地移民の一番乗りだ。悪い奴に瞞されたので、遼西大凌河附近の土地に着いて見ると、聞くと見るとは大變な相違、移民達は二ヶ月ばかりの中に、持つて來た資金を貰ひ果し、開墾も出來ず、生活も立たぬといふ悲惨を展開した。大阪の國防同志會の大同和藏なるもの、滿洲浪人の大風呂敷に魅せられて、大阪村建設を主唱、各希望者から保證金を取つたのはいいが、現地調査のため出張した幹部の横死や負傷に會ひ、計畫忽ち挫折。土佐農耕移民團は、發起者北岡喜誠の言を信じて渡滿したが、關係各方面の了解もなく、土地契約済といふのも嘘でつて、奉天の基督教會内に身を寄せるといふ始末、高知縣刑事課はこれを詐欺事件として取扱つた(昭和七年八月三日大阪毎日新聞)。

大陸植民講習所長(別名滿蒙拓殖講習所)黒川某と稱するもの、長野縣下に於て宣傳して曰く、「渡滿の上は最初農村指導員として養成し、一年後に資格を與へ、更に開墾すべき水田及び農園三百五十町歩を第一次移民に提供し、茲に長野縣の理想郷を建設する」と。純情

上田市長等の共鳴

な青年達は共鳴した。一人につき百圓の保證金を拂つた。上田市長成田五郎、上田蠶糸専門學校長針塚長太郎、松本蠶糸學校飯澤敬頭、長野縣聯合市町村會長等は、渡滿青年の使命に鑑み、多數の希望青年を試験してこれに入れた。希望に燃ゆる青年が、長野縣知事の激勵の訓辭を受けて離郷したのは、昭和七年六月末であつた。

着いて見たら宿舎もない

七月五日大連に上陸、直ちに黒川所長に引率されて旅順營内三間堡へ到着した。ところがその土地といふのは、黒川が佐志某から管理を託されてゐるに過ぎず、附近は海岸の埋立地で鹽分多く、水田經營は勿論、他の農耕にも適せぬといふ實情だ。青年達は宿舎も碌に與へられず、到着匆匆から馬牛の如く酷使され、一種の監獄部屋である始末に、悲憤の涙に咽んだ。一行中六名は憤然として内地に逃げ歸つた。残つた青年達も、八月十八日一人の代表を郷里に歸し、渡滿者の窮狀を訴へさせた。眞偽の程は保證し兼ねるけれども、當時傳へられたところはこの通りだ。

數へ來ればこんなのはまだ幾つもあらう。かくの如くして、利を狙ひ、熱に浮かされての幾十の移民計畫は、愚かしくも雲散霧消してしまつたのだ。事變後創始の民間移民團にして

現存するもの唯二つ

天照村幹部の嘆聲

現在滿洲に存続するものは、天照村（天照園移民）、天理村（天理教移民）二つだけである。滿洲の土は、單なる利慾や一時的な昂奮だけでは、どうにもならぬのである。天照村幹部の嘆聲を聞くがよい。——われわれ最後の生活の經驗者が、これ程迄忍耐努力の生活を送り乍ら、尙滿人農民の經濟の採り方に叶はぬといふのはどうしたことだらうと、いろ／＼細かい方面を詮索してみても、夜の燈火の問題を發見した。この村の人達は、教育をうけたものが大分あるので、終日の勞働で疲れた身體を、小さな豆ランプのもとに横へて、二三時間古新聞や古雜誌を読み、又時には内地の友人などに手紙を書くなどを、唯一の楽しみとしてゐるが、滿洲人にはかゝる生活がない。豆ランプも、古雜誌も、紙も、切手も全く不用である。曉に起き出で、働き、夜に入つて暗くなれば宵の中から直ちに寢につくのである。かうした隙が生活のあらゆる断面にあるので、如何に滿洲人と同じ食物を喰ひ、同じ時間を勤勉に働いても、仲々敵はないのです——。又、滿洲國要人の言葉に——毎朝齒を磨き、大便に行つては紙を要し、一週間に一度位は入浴もしたいといふ生活では、三つとも全く不用な滿人農民にはとても對抗出來ぬ——（鎌田澤一郎・滿洲移民の新しい道）。

滿洲國要人の言葉

三、拓務省移民

拓務省の方針

拓務省は昭和七年初頭、滿洲移民計畫の大綱を草案し、滿洲移民問題に對する同省の方針を明かにした。一、滿洲農業移民の特殊性に鑑み、相當多數の者を移住せしむるの要あり、これがため一戸當の割當面積は自家勞力を本位として耕作し、且つ經濟的に成立し得る程度を目標として自作農を設定すること、二、滿洲農業移民には、入植前内地又は現地に於て、特殊の訓練を施すこと、三、内地農村の窮狀より見て、相當程度の補助金を政府より支出すること、四、農村の青壯年中、身體強壯、志操堅實なるものを選ぶこと、五、第一期計畫として十年間に十萬戸を送ることといふのである。

七年から十年の間に三月迄の實施移民

拓務省は右の方針に基き、昭和七年度に於て、先づ一千戸の移民を送致する計畫に着手した。けれども豫算の都合上、これを二ケ年に分けることとなり、その第一回移民五百戸を、七年十月吉林省樺川縣永豐鎮に入植させた。八年七月、第二次移民五百戸を樺川縣の隣縣依蘭縣湖南營に、九年十月三百戸を濱江省綏化縣北大溝に、翌々十一年三月、三百戸を濱江省

密縣城子河に、同じく二百戸を同縣哈達河に夫々入植させた。

第一次移民の募集と訓練

第一次滿洲移民の募集は、關係地方廳並に帝國在郷軍人會の協力を得てこれを行つたが、移住者の應募資格は原則として農業の經驗ある既教育在郷軍人にして、身體強壯、思想堅實、年齢三十歳以下、如何なる困苦缺乏に耐へ得る者なることを條件とした。而して其の募集地域としては、疲弊せる農村匡救對策並に滿洲駐屯軍管下及び氣候的條件その他を考慮し、青森、秋田、岩手、福島、宮城、山形、群馬、栃木、茨城、長野及び新潟の東日本十一縣を選定し、此等地方に於ける多數希望者の中から、約五百名を選抜し、これに對し日本國民高等學校長加藤完治に委囑して約三週間に亘り、茨城縣友部の同校に於て滿洲農業移民として必要な訓練を施した（拓務省「滿洲農業移民の概況」）。

第二次及び第三次移民

第二次移民五百戸は、東京、千葉、埼玉、山梨、神奈川、富山、石川、福井の一府八縣から、第三次の三百戸は、山形、福島、宮城、長野、山梨、新潟、岐阜、鳥取、島根、高知、廣島、山口、福岡、佐賀、鹿兒島の十六縣下より、第四次の五百戸は北海道、沖縄を除く全國各府縣から募集し、前記日本國民高等學校、群馬縣相馬ヶ原の陸軍演習場廠舎その他に於て、夫々訓練を施したことである。而して第三次移民からは、應募資格に修正を加へ、應募

者は必ずしも在郷軍人たることを要せずとした。

指導員の配置

拓務省はこれらの移民に對し、それぞれ農事指導員を配屬して、農事その他經營全般に關する誘掖指導に當らせると共に、また警備指導員を配屬し、移住地に於ける治安維持に備へて、自營警備の指揮に任せしめてゐる。即ち第一次移民警備指導員として、歩兵中佐市川益平、同大尉熊谷伊三郎、同中尉沓澤林助、同工藤儀三郎、騎兵中尉須永良太郎（いづれも豫備役）、農事指導員として山崎芳雄外二名がこれに配屬し、別に醫師一名がこれに屬した。第二次移民の警備指導員歩兵中佐日澤廉次郎外三名、農事指導員一名、醫師一名、第三次、第四次移民もまたこれに準じた。

家族は後から

移民達は初めはみな單身渡滿した。しかし治安の安定、基礎事業の進展、住宅の竣工に從つて、家族を招致するものが漸次増加した。家族の招致は移民に落着を與へ、勞力補給の役目を果す。拓務省はこれら移民の移住定着に必要な資金として、左の如く一戸當り合計一千六十圓の補助金を交付した。

訓練費

一〇〇圓

政府の補助金

渡航費	二〇〇	〔大人(一人當八〇圓)二人分小兒(一人當四〇圓)一人分の場合を基準として想定す〕
家畜費	七五	
農具費	一五〇	
住宅費	二五〇	
被服費	三〇	
生活費	八五	一ヶ月五圓とし十七ヶ月分を基準として想定す
農舍費	一〇〇	
開田助成費	一五〇	
計	一、〇六〇	

第一年度
農耕成績

この外、入植の初めから五ヶ年間、毎年交付される醫療施設費、共同宿舍、共同浴場及び共同圍壁建設費、共同井戸掘鑿費、産業施設費等を合算すると、移住者一戸當り三百圓(第一次移民の實例)になるから、合計一戸當り一千三、四百圓の補助となる譯である。移住地に於ける移民の事業は、勿論農耕を主とする。畜産、農産加工もこれをやる。しか

前年の
経験に
鑑みて

し何をやつたにたところ、初めから順風に帆を揚げるやうな譯にはゆかぬ。第一回移民昭和八年度(入植初年度)作付主要作物は、大豆、大麥、小豆、粟、玉蜀黍、馬鈴薯、蔬菜等で、その播種面積は約四百五十歩に及んだのであるが、入植直後のことで耕作に對する準備が充分でなかつたのと、農繁期中、自衛のために多くの勞力を割き、且つ多數の下患者が発生したため、作物の手入が行届かず、僅かに、主要雜穀約五百石を收穫したに過ぎなかつた。續いて第二年度(昭和九年度)は、前年の經驗に鑑み、食料及び家畜飼料の自給を目標として、一人一町歩見當で耕作計劃を樹て、農耕勞力及び畜力の充實により作業能率の増進を期したが、この年二月より五月に亘り、附近一帶の治安大いに紊れ、移民はそれぞれ分屯地(移民五百名は入植後十二箇部落に分屯した)を棄て、本部に集合するの止むなきに至つたので、またしても農耕に支障を來し、大部分の作物は播種の時期を逸し、除草中耕も意に委せなかつた。けれどもその收穫成績は前年度の比ではなく、主要雜穀千六百石、馬鈴薯三萬四千貫、甜菜三千貫、煙草百貫を收穫した。更に第三年度も家屋の建築、家族の招致等に勞力を割くことが多かつたが、しかしその播種面積は六百町歩に及び、食糧の自給も漸く完

三年度
自給自足

きを得るの域に達した。

第二次、第三次移民にしても、入植後多少の困難はこれを避けることは出来なかつた。けれども移民の志氣は益々振ひ、指導者の熱心と相俟つて、みな相當の成績を示してゐる。かくて移住地は日に日にその光りを擴大し、民族發展の第一線に、試練を経たる村の完成へと急ぐのである。

移住地に
自治制を
布く

第一回移民團は、昭和十一年十月よりその移住地に非公式自治制を布き、村を彌榮村と稱し、移民團長を村長に推し、その下に助役、収入役、その他の係を置いて村務を執行し、同時に移民の出身府縣別を以て區となし、區に區長を置き、村會議員を以て兼務させることにした。また彌榮村共勵組合を設け、信用、購賣、販買、利用（精米、製粉、豆油）、請負（土木）、事業（鍛工、蹄鐵、製桶、輸送、宿泊、製材）及び加工（醸造）の各部を置き諸般の事業は會議制によつてこれを行ふことにした。かくして村政と組合經濟とは、相結び相提携して渾然一體となり、新しき農村社會を展開しようとする。

機關雜誌
さへ生れ
て

村に小學校も創立され、謄寫版刷りではあるが月刊雜誌も發行され、娛樂機關も漸次に整

一戸當り
二十町歩

ふ。第二、第三、第四次が移民團が、またこの後を追つて伸びて行く。第二次移民團は昭和九年十一月六日、移住地内に農業移民訓練所を設け、十年四月をもつて小學校を創立した。第三次移民は招致家族の増加に伴ひ、昭和十一年中には、兒童數が五十名を越えるといはれる。これまた小學校の創立を急がなければならぬ。而して以上の移住者（第一次乃至第四次移住者）は、その經濟的基礎の確立と共に、各戸獨立し、一戸宛十五町乃至二十町歩の土地を最も輕減された條件で割當てられることになつてゐるのである。

海外拓殖
委員會の
答申

昭和十年秋、拓務省は滿洲移民に關する根本方策につき、海外拓殖委員會に諮問するところがあつた。海外拓殖委員會は右諮問に對し、滿洲移民の根本策については、研究の上追つて答申することとし、差當りの急務として左記事項を答申した。

- 一、從來の移民の實績を參酌し、相當數量の集團的移民送致の途を速かに計ること
- 二、滿洲農業移民の健全なる發展を企圖するため、政府助成の下に強力なる公益團體を設立すること
- 三、根本的國策に則り設立せらるべき大移民會社設立までの前提として、滿洲國三江省地帯に於ける大量商租地の管理、並に政府助成の移民に對する金融の道を開くため、拓殖會社を設立すること

移住協會
と拓植會

拓務省はこの答申に基いて、昭和十年十一月、東京に滿洲移住協會を設立し、十二月新京に滿洲拓植株式會社を創立した。前者は滿洲移民の宣傳、獎勵、斡旋を、後者は移住土地の取得管理及び移住者に對する金融に従事する仕組である。而して答申第一項の大量移民送出については、その後拓務省に於て、既に實施した移民の成績、その他種々研究の結果、二十ヶ年間に百萬戸送出の目標を立て、その第一期計畫として、昭和十二年度以降五ヶ年間に十萬戸を送出することにした。即ちその「實施計畫要領」二及三に

二十ヶ年
に百萬戸
計畫

移民の種
類

二、移民の種類

政府に於て獎勵すべき移民は農業集團移民と自由移民との二種とし自由移民は之を分ちて農業自由移民と其の他の移民とす。

(一) 農業集團移民は移住地に相當の餘裕を置きて入植せしめ將來附近に招致せらるべき自由移民其の他に依り形成せらるゝ移住村の經濟的據點たらしむる目的を以て農業に必要な經濟的機關を設立するは勿論社會的並文化的施設をも完備せしむるを原則とす。依つて一集團少くも二百戸乃至三百戸の移住者を以て構成せしむ

(二) イ、農業自由移民は既設の集團移民の附近に入植して之と共に移住村を形成し又は交通並市場關係に特に恵まれたる特殊地域に入植して特用作物若は蔬菜の栽培、乳牛の飼養等の集約的經營に當るものなるを以て一般公共施設は既設機關を利用せしめ別に之を施設せざるを原則とす
滿洲國實業部施設の林業移民、要すれば鐵路總局實施の鐵路自警村等も此の種の移民として取扱ふ方針なり

ロ、農業自由移民以外の移民の不足勞力補給の目的を以て呼寄せらるべき農業労働者（主として少年移民を豫想す）又は統制ある組織の下に送出せらるべき商業徒弟其の他の勞務者移民とす

三、入植年度計畫

入植年度 計畫	年次	農業集團移民	一般移民	合計
昭和十二年度		五、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇
同 十三年度		一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇
同 十四年度		一五、〇〇〇	六、〇〇〇	二一、〇〇〇
同 十五年度		二〇、〇〇〇	八、〇〇〇	二八、〇〇〇

同	十六年度	110,000	10,000	130,000
計		70,000	30,000	100,000

第二十三章 南進論・北進論の一瞥

一、北守南進論の魅力

本多利明の北進論、帆足萬里の南進論、佐藤信淵の宇内混同論、われらの題目はそういふところまで遡らない。日清戦争後から始つた北守南進論から出發する。徳富蘇峰にいはせる卓上政客の閑夢と、この北守南進論は、天下の愚論だといふ。國是を紛更する妄説で、時勢に迂なる卓上政客の閑夢、苟且偷安的俗物の逃口上だとある。「蓋し此の合言葉は三國干涉以後の産物にして、北に向つては百戦の山河を擧げて人に委し、近き將來に於ては、到底恢復の見込も立たず、さりとてこの儘に濟むべきにもあらざれば、せめて南方にでも發展して、北に失ふたる所を南に償はんと欲したる也。即ち約言すれば、北守南進論は、江戸の敵を長崎に討つ論也」(徳富蘇峰「時勞一家言」)。

だがこの北守南進論は、なかなか世に迎へられた。日清戦争後世を風靡したばかりでな

日露戦争
が終つて

く、日露戦争が終つても、依然これが行はれた。人心の嗜好に適するものがあつたからであらう。然らば所謂北守南進論者の説くところは如何。これはその現物をお目につけた方がいゝ。代表的なものを一つとれば、貧しい説明に勝るからである。明治四十二年、南洋各地を視察した竹越三又は、歸來「南國記」を著はし、中に北守南進を力説して曰く

物論を歴
して後來
を問ふも
のなし

我國家、曩に露國と戦つて、滿洲を淹留し、此等の地方に責任を取るや、其事に與かりし文武の百僚、峨冠長劍、金衣名爵、一世の耳目を眩惑し、鯨波凱歌、物論を歴して、また其後來の結果を問ふ者あるなしと雖も、余は之を以て一の不幸なりと公言するを躊躇せず。日本が露國と戦ふに至りしは、自家の希望に出せず、挑發と抑壓と交も加へられて已むを得ざるに起ちしものなるは當時宣戰詔勅に宣ふ所にして、中外の皆齊しく知る處、此中、寸毫も外交的辭令あるなし。然れども國家或は運命を甘受せざるべからざる場合なきにあらず。已に爲されたる事は之を奈何ともすべからず。國民は今日に於ては其負擔したる責任を果すの外なしと雖も、其國家の經綸、百年の長策より打算したる希望に出せず。唯だ勢の制する所となりて此に至りしものなるが故に、其一個の不幸なるは之を言ふを忌むべからず。然れば、此上更に北進し、西行し、若しくは此負擔増加するが如き政策は、余が全然同意する能はざる所なり

國家百年
の長策に
あらず

寒を去り
暖に就く
は人類の
本能
東西の事
例

とす。蓋し人類の國家もまた他の生物の社會と同じく、生物學の原則に支配せられざるはあらず。英雄の權略、一時此原則を超越する事あるも、結局また此處に歸着せざるはあらず、胡馬北風に嘶き、越鳥南枝に巢くむ。生物は皆其本能に制せられざるものなし。而して寒を去り暖に就くは人類の本能なるが故に、古來人類歴史の大勢は北方より南方に進むにあり。ノルマン人が英國を征服したるが如き、露國人が土耳其より小亞細亞に出でんとするが如き、ゴール人が南歐地方に散布したるが如き、皆此自然の大勢を示すものにあらざるなし。即ち支那二十四朝の歴史を見るも、概して胡地玄氷、邊土慘裂なる西北の人が、葡萄熟し、杏花飛ぶ西南地方の人を征服したるものに外ならず。唯一の異例は明の太祖、南人を以て元の朝廷を征服して、之れを漠北に驅逐したるにあるのみ。今ま日本は一時偶然の勢に制せられて人類自然の大勢に逆行し、南人を以て北進す。是れ恰かも雙手を以て物を空に捧ぐるが如し。一時是れを能くすべきも、其久しきに堪ゆる能はざるや明けし。曹操梅林を語りて、一時兵士の飢渴を醫すが如き、姦雄一時の略は能く民心を興奮せしめて、其好む所に向はしむるを得ん。然れども善人、民を用ゆるの道は、此の如くなるべからざるなり。且滿洲に於ける我利權なるものは、安東縣より奉天に至る安奉鐵道の沿線と、大連より長春に至る南滿鐵道の沿線と、關東都督府ある一地局に過ぎず、滿洲の九十九分は、依然として支那政府の主權の下に在り、小村伯が外務大臣たるや、我移住民の米國に入る

滿洲に於
ける我が
利權

警鐘を亂打して世界に訴ふ

を禁じて、彼等は今後滿洲に行くを可とすと宣言したりき。然れども小村伯が我移住民を送らんとする滿洲なるものは、帯の如き細長なる租借地に外ならず、而して帯の如き此租借地の外に日本人の出ずるや、支那人は警鐘を亂打して世界に訴へんとす。日本人民が幾億圓の新たな負擔を辭せざるものは、滿洲全體が我制令の下にあることを妄信せるがために外ならず。國民は今や此帯の如き租借地のために重大なる負擔を引受くるに就きては、頗る考慮を要するものなるを解せんとするに至れり。余は此自然なる政策を今後一層擴張するの、決して國家に忠なる所以を見る能はず。且古來島國にして大陸に手足を伸張するものは即ち其衰亡の端緒たり。英國が佛國の西岸ノルマンデーを領有するや、大陸諸國と利害錯綜し、兵禍連年、結んで解けず、佛人が英人を追はんとするや、國力ために盡くと雖も、英國も亦ために疲弊して殆ど生意なし。不幸にして、而して幸にして、ノルマンデーを失ふて以來、英國は大陸紛争の渦中に入るを避くるを得たるがため、國力玆に蘇活す。後來巨大なる植民地を得るに至りしものは、其大陸を捨てたるに由來するものにして、英人は寧ろヲルレヤンの少女に感謝すべき理由ありと云はる。又スウキデンのギウスタブ・アドルフ大王の如きは、雄武剛健、國勢を伸張せるに係らず、其大陸に利害の關係を有してより、無用の紛争に加入して、國力此に盡き、遂に第三流の地位に落つるに至りたり。若しスウキデンにして大陸紛争に加入せざりしならば、英國をして獨り今日に其雄偉を専ら

兵禍連年、結んで解けず

若し瑞典に陸軍加入せざれば

十三師團から十九師團に

彼れを往せしめよ

にせしめざりしならん。今我日本が北大陸に勢力を樹立するもの、其事固より偉ならざるにあらず。其業固より快ならざるにあらず。然れども南人を以て北進するに於て、已に歴史の約束を犯し、島國にして大陸に手足を伸張するに於て、更に歴史の約束を犯す。我國が滿洲に於て責任を取りたるがため、二億三四千萬の豫算は、五億四五千萬圓に上り、十三師團の陸軍は、十九師團に増加し、我が財政は之れが爲めに窮迫し、我生産は之れが爲めに阻害せらる。恐らくは今後數十年、此創痍は我國家を苦しめん。余は固より今日に於ては國家が擔當したる責任を果すの外なきを信ず。余は日本國民が勉勵、敢爲此創痍を癒すの力、餘あるを信じ、忍耐自奮を勧誘したる一人なり。然れども余は最早此の政策は、此に停止せざるべからざるの時なりと信ず。此れより以上更に北進し、若くは西行せんとするものあらば、彼れをして單騎獨往せしめよ。日本國民は最早此自殺的の政策に追隨する能はず。

二、滿蒙經營第一論

北守南進論のあるところ、また當然これが爆撃者も出現した。就中強力なるものは、徳富蘇峰である。「彼等の所謂る北守とは何ぞ。南進とは何ぞ。守るとは何處迄を守らんとする

南進論爆撃者

乎。進むとは何處まで進まんとする乎。吾人は彼等が北守論の結果は、滿蒙放棄論に止らずして、延いて朝鮮放棄論たらんことを虞るゝ也。吾人は彼等の南進論が、僅かに幾許エーカの護謨畑や、眞珠取りや、砂糖耕作に止らんことを惧るゝ也（前出・時務一家言）。

攻勢的防禦と大陸帝國

彼れは滿蒙經營第一論者だ。「吾人が滿蒙經營に於ける意見を概説すれば、攻勢的防禦其一也。大和民族の大陸帝國其二也。支那に對する地步其三也。而して我が大和民族をして、長天廣野、其の勇豪なる氣象を養はしめ、朔風嚴霜、其の健康なる精神を育せしめ、所謂の大國民の大學校として、洵に適當の地たるを認めずんばあらず、是れ其四也。若し夫れ南方の經營に至りては、必ずしも多大の國費と、過重の政權とを用ふるを俟たず。苟も我が個人的經營に放任せん乎、必ず其の往く所に往き、止まる所に止まる可し。民族的發展として、是亦た閑却すべからざる也。記者は此の如き意味に於て 亦た南進論者也（同上）。

而してその滿蒙經營第一論ともいふべきものに曰く

日本の防禦は、朝鮮に於てし、朝鮮の防禦は南滿洲に於てし、南滿洲の防禦は内蒙古に於てす。是れ實に攻勢的防禦の眼目にして、單に此の一點よりするも、滿蒙の經營は、決して閑却す可らざる也。況ん

大和民族墳墓の地

や帝國百年の大計よりすれば、我が大和民族墳墓の地は——少くとも其の重なる部分は一——此を措いて他に求む可らざれば也。乃ち滿蒙の經營は、當今の急務にして、又た百年の大計也。

南滿水田適地

吾人は苟も土地ならば、沙漠にても敢て辭せずと云へり。磽确耕す可らざる土地にても、欣受す可しと云へり。されど滿蒙の耕地決して鮮しとせず。滿蒙の耕地五百五十萬町歩、其の盛京一省にても、二百六十四萬町歩を占む。而して我が關東都督府の調査にして、果して據るべしとせば、水田適地南滿のみにて、約二百萬町歩、三千四萬石の收穫を得べしと云ふ。

内蒙の勢力範圍

若し夫れ東部蒙古の耕作適地約一千百萬町歩にして、既墾のもの二百萬町歩を過ぐ。之を南滿に合せん乎、現在の耕地五百萬町歩にして、我が日本内地の耕地と匹敵す。乃ち其の總面積に於ては、南滿約二萬五千方里、内蒙の我が勢力範圍に屬すべきもの約一萬方里、總計三萬五千方里にして、殆んど我が全領土と匹敵す。其の人口は約一千七百萬にして、一方里四百八十五人の割合なれば、我が内地に於ける一方里一千九百九十人の率に均しからしめんには、更に約五千萬人を納るの餘地なからず。吾人が大和民族の墳墓の地を、此處に奠めんとするも、決して漠然たる空想にあらざる也。

民族發展の地としては、天涯地角、何れたりとも差支なき也。されど民族的勢力を養成し、且つ之を發揮せんには、偉大なる集團を要す。偉大なる集團は、廣潤なる地積の上にあらざれば能はず。此の意味

島帝國より大陸帝國

に於ては、島帝國よりも、大陸帝國を以て、最も有望なりと爲す。人或は故小村外相が、日本移民滿韓集中を以て、空言と嗤ふ。然も之を空言たらしむると、空言たらしめざるとは、寧ろ後の爲政者、及び志士の努力如何にあるのみ。

消え失せたる南進論者の夢

足利氏の亂世より慶長元和の頃に及ぶ迄、大和民族の海洋的發展は、決して侮る可きものにあらずりき。凡そ支那の南海一帯、殆んど悉く倭寇の厄に罹らざるものなく、延いて東北は威海衛に及べり。而して更に南しては、呂宋、交趾、暹羅等に及び、所謂我が南進論者の夢は、此の如くして事實に現呈したりし也。然も一朝にして復た夢と消えたるは何ぞや。多くの理由の一は、其の出沒極まりなき剽盜的なる、其の出稼的なる、其の散漫的なりしが爲のみ、苟も我が永久立脚の地とし、屹然たる大陸帝國を建立するに於ては、何者か克く我を放逐し得ん乎。吾人が國家百年の大計として、滿蒙經營を説くは、職として之に由る。

自らを侮るもの

或は曰く、島國より大陸を支配するは、到底不可能の事のみと。果して然らば英國の如きは、何が故に大陸を支配し得るぞ。彼れば數千萬哩を隔てたる遼遠の大陸を統治し、我は一衣帶水の向岸を支配する能はずと云ふ。寧ろ自ら侮るも亦た甚しからずや。矧んや未だ得ざるものを得んとするにあらず、既に得たるものを保たんとするに於てをや。

歴史的事實の證明

或は曰く、南方より北方を支配するは、不可能也と。此れは地理と人種の關係とによりて、大いに斟酌を要す。我が大和民族の如きは、神武天皇西南より起り給ひて、王化東北に敷けり。一般の理窟は何れなりとも可也。但だ我が帝國に於ては、西南より東北に及ぶは、寧ろ歴史的事實の證明する所にして、今後に於ては、只だ之を大なる尺度に於て、繰り返すに過ぎざる也。寧ろ帝國の先例に照して、其の成功を豫言するに足る也(同上)。

三、所謂「滿韓移民集中論」

小村外相の議會演説

明治四十二年二月二日、小村外相は帝國議會に於ける、外交方針に關する演説中、移民問題に言及して、左の如く論述した。

我が民族の散布を避く

移民問題を講究するに當り、第一に注意を要するは、戦役の結果、帝國の地位一變し、その經營を行ふべき地域の擴大を見るに至りたるを以て、漫りに我が民族を隔在せる他國の領域内に散布するを避け、成るべくこれを一方面に集中し、その結合一致の力によりて、經營を行ふことを必要とするに至りたることはなり。

朝鮮及び
滿洲へ

戦役の結果、帝國の經營すべき地域の擴大としたといふのは、滿洲及び朝鮮を指すのであつて、移民を集中すべき一方面といふのも、またこれに外ならぬのである。時人即ちこれを稱して、小村外相の滿韓移民集中論とした。當時米國及び布哇行移民は、日米紳士協約に伴ひ、また加奈陀移民はルミュー協約成立の結果、その航渡を極度に制限され、更に初つたばかりのブラジル移民は、渡航地に於て動搖と紛擾とを繰返し、未だ海のものとも山のものとも、見當さへつきかねてゐた。それだけ移民問題は、少なからず朝野の關心を刺戟してゐたのである。

朝野の論

果然、小村外相の演説は、朝野の論議の題目として取上げられ、議會も、新聞も、いろいろな角度からこれを論評した。

人爲的に
左右する
は面白か
らず

即ち二月四日の國民新聞は、その社説に於て、「吾人は其の平生唱導する所のものと、大差なきを見て、竊かに満足を表せざるを得ず」とし、時事新報は「一國の産業發達に缺くべからざるの要素たる勞力の輸出散布は、必ずしも好ましからざる沙汰なれども、勞銀の高くして其のこれを得易き方面に、勞働者の流出するは自然の作用にして、之を人爲的に左右する

は面白からず、強ひて國の政策をもつて、是等の勞働者を一方面に集中することを得べきや否や、我輩は其の方法を聞かんことを欲す」といつてゐる。また同月十七日の報知新聞は、

移民流入
の途を開
く責任

人口の増加、物價の騰貴、國民の發展的氣運等より生ずべき、當然の結果たる海外移民の方向を、東より西に轉すべきの必要を見たりとすれば、彼は滿韓に對する移民流入の途を、好適にする責任を有し、且つこれに對する言質を貽したものと謂ひて不可あるなし。而して彼は斯くの如き放言を、國民の代表者たる議會に敢てせしも、其の反面にありては果して、その責任を盡すに努力しつゝありや、吾人は不幸にして其の然らざる所以の證を、有するの多々なるを憾ますんばあるべからざるなり。而してこれらの放言を聽いて、これに對して何等の問責の手段を講ぜざる議會も、少くとも國民に對して、不忠實なりとの責を負ふて然るべきなり。

と攻めてゐる。しかも同紙は、試みに韓國に於ける我國の施設を一見せよとて、統監府と東洋拓殖會社との關係、東洋拓殖會社と桂首相、小村外相との關係を説き、「外相にして足一度び韓國に於ける下級民衆の間に投せよ、職なきに苦しみ、携へし財囊を悉く空虚にし、食に餓えて慘膽の境遇に苦しむ多數の日本人あるを發見すべし」と切言してゐる。

在韓邦人
の窮狀

議員達は、同議會中、機會ある毎に喰つてかゝつた。翌年の議會にもこれが持越され、同年二月一日の議場で、またこれに關する論議を展開し、

人口五千萬はいふに足らず

小村外相 吾國五千萬の人口を有すと雖も、清の四億萬、露の一億六千萬、米の一億萬に比すればいふに足らず、此間に處して、吾國勢を發展せしめんには、滿韓に吾國民を集中するを以て得策と考ふ。是れ國運の消長に關すべき問題なり。又一方には内地の産業は勿論、吾國海外の商工業の振興を計らざるべからず、已に移民集中を主義とする以上、遠隔の地に移民するが如きは、枝葉問題のみ。

政策に反する移民は防遏

唯移民に可なるの地あらば、移民集中策に反せざる限り、又は吾海外商工業を阻害せざる限り許すも可なり。要は滿韓に移民を集中すると云ふは、移民集中策の結果に過ぎず、此政策に違反するものは如何なる場合と雖も移住を防遏せざるべからず、況んや吾國の現状更に二三千萬の人口増加を見るも不都合なきに於ておや（四十三年二月二日東京毎日新聞）。

國運の發展を期し、内人に制限するは何ぞ

大石正巳 外相の移民方針は可なり。而も其の手段として取る所のものに至つては憫笑に堪へたり。移民獎勵は即ち領土擴張の良策なり。然るに國運の發展を期して、而も人口を内に制して遠く放たざるものは何ぞ。此の如くにして興隆せるの國は未だ是れあらず。而して更に二三千萬の人口増加するも、更

に不可なるを見ずとは妄言のみ。由來我國にては移民の發展に關して政府の力を藉れることなし。今や管に力を藉さざるのみならず、進んで移民を防遏せんとす。甚だ其の意のある所を知るに苦しむ。政府は此の内に收縮せしめし人民に對して如何の處置に出でんとする乎（同上）。

現實として現はれたもの

このやうな賑かな議論が、現實に如何なる場面を招來し得たであらうか。既に南滿洲鐵道株式會社があり、朝鮮開發については東洋拓殖會社が設立せられ、加ふるに戦後、大陸に對する我が國民の關心も強くなつてゐたことであるから、滿韓に向つて相當多數の移動あるべきは勿論であつた。しかし戦後の國內事情と、戦勝國民の意氣とは、その移住發展の地を滿韓地方のみに決めてしまふ譯にはいかなかつた。

南洋、南米方面に向つてする邦人の發展は、寧ろこれより愈々盛んになるのであつた。

第二十四章 我國に於ける移民施設の變遷

一、明治日本の移民論

維新開國後、國民の海外發展といふことが、官民の間にどう考へられ、どう取扱はれて來たかは、上來の記述の間に自ら明瞭である。事柄は切實であり、内容は博大であるに拘らず官民のこれに對する關心は、案外に冷淡であつた。

農商高等
會議の答
申

明治三十二年、政府は移民を奨励すべきや否やにつき、農商務省關係の農商高等會議に諮問した。同會議これに答申して曰く「帝國の人口増加するに従ひ、海外に移住することは理勢の自然なりと雖も、植民のことは只だ人口の數のみならず、人口と共に資本これに伴はざるべからず、自國の資本によりて初めて永住の植民を爲すを得べし。帝國今日の氣運は未だ此域に達せず、從來布哇、西比利亞、墨西哥等に向つて爲せるものは、眞の移住者極めて少くして、契約の出稼人その多きに居り、歐米諸國の所謂移住民とは大いにその趣きを異に

權利を全
安を保護す
れば足る

す。是れ資本に伴ふ移民とこれに伴はざる者とその關係相異なるに因るなり。政府は國力自然の結果にあらざる移民を奨励すべからず、自由の移民に對してその權利を保護し、その安全を保護するは政府の當務たるべし。然れども契約の勞働は勿論、自由の移民と雖も、政府これに干渉し、これを奨励する如き積極的の方針を取らず、唯十分にその權利を保護する方法を盡されんことを希望す」(殖民協會報告第三十二號)。

移民を策
する域に
達せず

政府は資本を伴はざる海外移民を奨励すべからず、資本を伴はざる移民は永住せざればなり。帝國今日の氣運は、まだ自由の資本をもつてする移民を策する域に達せず。出稼移民はその權利を保護すれば足る。斷じてこれを奨励すべからず——といふのである。けれども進んでこのことに當らんとする熱意がなければ、いつまでも經つても「帝國今日の氣運はまだ此域に達せず」である。出稼移民を指導し、訓練することなく、従つてこれに要する施設もなく、一舉に資本を伴ふ移民の出現を待つことは空想である。出稼移民といふものは、そのやうに輕視すべきものではないのである。

しかも右のやうな放任論は、爾後一般官民の間に墨守せられ、民族海外發展のために、一

一般國民はたゞ感ぐだけ

つとして適切な施設の講せられることがなかつたのは、眞に冷淡至極といはなければならぬ。そして一般國民は、海外の同胞の上に、何か問題が起つたときだけ、あゝでもない、こゝでもない、と騒ぎ立てるのが常であつた。

小村外相の滿韓移民集中の辨については、前に記したが、彼れは同じ演説の中で、かういつてゐる。

「對外事業中最も重きを置くべきは商工業也」

我が對外的事業中、最も重きを置くべきものは、對外商工業なるを以て、其の發展を阻害すべき事項は、努めて是を避けざるべからず、政府は是等の諸點を顧慮し、加奈陀及び合衆國への移民に關しては、既定の方針を踏襲し、誠實に渡航の制限を實行しつゝあり、而して其の他の方面に於ける移民に關しては、其の成績未だ判明するに至らざるを以て、目下尙講究中に屬する次第なり。

移民の問題は第二

こゝで「その他の方面に於ける移民」といふのは、當時まだ初つたばかりのブラジル移民を指すらしいのであるが、彼れは元來が移民といふものにあまり重きを置かなかつた。「對外事業中最も重きを置くべきものは商工業」ときめて居り、この商工業による海外發展を圓滑ならしむるためには、移民の事柄など、適宜に處理していゝといふのである。これは小村

小村侯の持論

の持論であつて、右の演説をやる十年前、即ち明治三十三年、北米からロシヤに轉任する際米國に於ける日本移民問題につき、本省に宛てた意見書中にも、「海外に向つて國利を擴張するは、航海貿易の二途に依るの外なし」とし、移民問題で我彼相互の感情を害して兩國貿易の發展を阻害することがあつてはならぬといふ意味のことをいつてゐる（上卷第十三章二）。これは相手が米國であり、當時としては致し方もなかつたのであらうが、しかし到るところで、これを振り廻はされたのでは、民族の海外發展が泣くのである。大浦兼武等の主唱にかゝり、時の首相桂太郎の熱心な支援あるブラジル植民地計畫に、小村が極力反對したことは前に記したが、これなども實は有難くないのであつて、

一、海外發展に對する國利の擴張は航海貿易の二途に依る外なし

一、移民はこれを滿韓に集中すべし

だけでは困るのである。爲政者としては、その方が面倒がなくていゝかも知れぬが、隆興民族の血を秘めて、世界に雄飛せんとする人々に取つては、我慢がならないのである。榎本武揚が西南戦争前、既に南洋群島買収論をやつたり、ニューギニア植民論をやつたりしたに

興隆民族の血潮を如何

較べると、時勢も無論變つてゐるが、全く以て大變な相違である。福澤諭吉等の海外移住論が思ひ出される。福澤が早くから國民の海外發展を説き、遂に資を興へて井上角五郎を渡米せしめた事情は、上卷十二章に於て記したところだが、そういふ先覺者の立言が慕かしいのである。

大隈、板垣等の放言

明治十九年の移民獎勵論

大隈重信、板垣退助らも、海外發展の急務を説くことは説いた。しかしかういふ連中の議論には實がなかつた。賑かな放言が多かつたのである。榎本とか、福澤とかいふ人のやうに、正直に信念を語り、信念を行はんとしたのではないのである。明治時代、早くから海外移民の急務を説いたものに、もう一人——志賀重昂がある。志賀が明治十九年、海外移民の獎勵を説いたものに、左の一文がある。實にこれ布哇官約移民開始の翌年であり、わが國移民運動の黎明期に於ける先覺者の氣分が躍つてゐて、捨て難いものがあるのである。曰く

予輩常に銳意熱心に、我が國人の海外移住を獎勵するものは、獨り布哇のみに限るものにあらざるなり我が同胞の海外到る處に移住遷徙せんことを切望するものなり。願ふに我が日本の人口は、歲毎に四十餘萬を増殖し、今より五十年を経過せば忽ち二千百餘萬の新蒼生を産出することならん。獨り二千百餘

二千百萬の新蒼生の計

身外國にあるも心は内に

萬のみに止らず、人類は猶利息算術の重利法の如くに増殖するを以て、或は二千五百萬以上の大數に至るやも知るべからず、即ちこれに今日在來の人口を加ふれば、無慮六千二百萬ならんとす。これ五十年後の日本人口なり。然るに日本國土の面積は、僅かに二萬五千方里に過ぎざるべし。この蕞爾たる海島や豈に克く六千二百萬の蒼生を衣食せしむることを得んや。否これを衣食せしむるに足るべしと雖も、唯勞々役々として朝三暮四の生計を是れ營むに過ぎざることならん。如何ぞ、最大の快樂と幸福とを博することを得んや。是れ余輩銳意熱心に、我同胞の海外移住を獎勵する所以なり。加之、我同胞が海外に至る處に、移住散在して生業を營み、農事に服し、食足り、衣厚く、漸くにして贏儲の生ずるあれば、其の日常使用する所の物品を本邦に注文し、これが供給を本邦に仰ぎ、兼て本邦と脈絡を通じ、身外國にあるも、心内國にあるが如きものに至れば、自他の利益する處、蓋し尠少にあらざるべし（志賀重昂「南洋時事」）。

二、明治日本の移民施設

明治十八年以後十年間、布哇官約移民取扱の一方の責任者は、我が政府であつた。これを

官約移民
と日本の
施設

初めた當の責任者井上外務卿(馨)の狙つたものが、實は移民の貯金であり、多額の貯金を携へて歸國するものが、歐米式農業を會得して來て呉れ、ばこれに越したことはないといふにあつたこと、上卷第三章一に記した通りであるが、然らば政府は「官約移民」の名の手前、これについてどんな施設をしたかといふに、實は何もしなかつたのである。空證文に等しかつた日布渡航條約中に、「同政府は法律により渡航したる日本人を充分に保護し、且つ時勢の如何に拘らず、常に渡航人の幸福安寧を計るべし」(同條約第四條)と書き入れて、移民の保護はこれを布哇政府に委せて終ひ、たゞ移民の貯金取扱のために、専門の係員を置いたなどは、施設でもなんでもないではないか。神奈川縣知事は、布哇移住民事務局特派員と渡航者間の「約定書」に、一々判を押してゐる。これは「約定書」に間違がないといふ證明であつたのだが、實は間違がないどころの騒ぎでなかつた(上卷第四章一參照)。

外務省の
移民課は
二年で廢

明治二十四年、外務省に移民課といふのが生れ出た。榎本外相が、閣内の異論を排し、大臣官房にこれを設置したといふのだが、しかし後に續くものに、榎本子程の熱心なく、財政上の都合もあつたりして、二十六年十月、早くもこれを廢止してしまつた。

閣内の異
論を排し
て

二十四年七月、榎本外務大臣は、當時の我國移民の嚆矢たる所謂布哇官約移民制度の極めて圓滑に進捗しつゝあり、將來我國海外移民の好望なるを看取し、益々これを保護獎勵するため、内閣に於て、種々異論ありたるを排し、大臣官房に初めて移民課なる獨立の一課を設置し、海外出稼及び移住民に關する一切の事項を管掌せしめたり(外務省通商局第三課の沿革)

而してこれが廢止の理由に曰く

移民課廢
止の理由

移民課は榎本子外務大臣たりし頃、移民を獎勵せんがため、當時内閣に於て異論ありたるにも拘らず、これを官房の一課となしたれども、爾來その實況を視察し、又その性質を講究すれば、到底一課として分立せしむること、甚だ穩當ならざるのみならず、移民事務は通商事務と連帶して分離すべきにあらず、現に移民課を置くと、その課長は常に通商局長これを兼務したるにあらずや、故に斷然これを廢止して、その事務を通商局に合併したり(同上)。

要するに移民事務などは、通商局が片手間にやるべきことだといふのである。時に通商局長原敬である。右の廢止理由も原敬の改正理由書によるとある。

明治二十六年、移住地調査のためメキシコに渡つた根本正は、その滯在中同國農商務植民

帝國議會
探險費可

大臣との往復書簡の中に「昨年(二十五年)我が帝國議會は、海外植民事業の利害得失を調査せんが爲め、探險費を可決致候、拙者は即ち其の資格を帯びて貴國に派出致されたる次第に有之候間、移住の利害を細大漏らさず取調べたく存候」(殖民協會報告第十六號)といつてゐる。政府がそのために何程の費額を計上したのかは不明だが、これも實は外務大臣榎本武揚の主張に基くもので、官民がこの事業の重要性を認識しての結果ではない。

この根本の探險と前後して、同じ趣旨による各地探險の行はれたことは、上巻第五章中に、記したところであるが、これらもみな榎本子外相在任中の計畫であり、若くはその意圖を繼承したものであつた。榎本子の明治日本に於ける移植民運動への貢献は眞に大なるものがあるのである。彼れの殖民協會のことは既に詳しく説いたところであるが、同時代に於ける民間機關としてはこれ以上のものがなかつたのだ。榎本子がこの協會を組織した同じ年に(明治二十六年)片岡健吉が、その郷里土佐に、土佐殖民協會といふのを設けた。恐らくこの種の地方團體の嚆矢であらう。

二十七年、移民保護規則が公布せられ、二十九年これが移民保護法となつたが、これは元

榎本武揚
子の貢献出先官憲
の努力

來が移民取扱人の弊害を防止し、移民の安全を期するのが主眼であつて、政府がこれによつて移民取扱人から保證金を取り、惡徳取扱人を處罰したといふ以外には、特別の保護施設が講せられた譯ではない。況んやその指導獎勵をや、たゞ外務省の出先官憲だけが、その駐在地に於ける同胞の保護に手を焼いたことである。海外在留者の安全を期し、その権利を保護するは外務省の仕事である。外務省はその立前で、必要に迫られては、移民仕向地の適否を調査したり、移民會社の移民輸送契約の成立に、一肌抜いたりした。

移民調査
報告書

外務省は明治四十一年から大正の初めにかけて、尨大十餘卷に亘る「移民調査報告」といふを刊行した。各地同胞移民の實況、及び移民輸送候補地を調査したものであるが、しかしこれは、これだけのことであつて、これに基いて雄大な經倫が行はれた譯ではない。従つてこれに収録した各地出先官憲の報告の如きも、多く事務的處理に終つてゐる。

かくの如くにして、明治時代の海外渡航者は何の訓練もなく、何の秩序もなく、たゞ日本に得らざる賃銀を求めて、バラバラに出て行つた。それだけに苦勞した。移民會社が無闇に躍つた。移民會社と出稼移民——明治日本の海外發展は、殆んどこの二つの働きに委せられ

出づるも
バラバラに

先覺勇斷者の苦闘

てゐた。明治日本だけではない。大正時代の半頃までといつた方が適當であるかも知れない。少數の先覺者は、早くから國民海外發の重要性に着眼し、極力これが雄大な展開に意を用ひた。身を以てこれに當り、紛骨碎身する勇斷者もゐないではなかつた。しかしそのやうな勇斷者の計畫は、官民の同情と支持とを得ず、孤立無援の奮闘の後に、慘憺たる結果に見舞はれるのが常であつた。邦人の海外發展の今日あるは、近時漸く見るべきものある官民の施設と渡航者の自覺とによるところも少くないのであるが、しかしその根幹をなすものは、右のやうな勇斷者の慘憺たる失敗の堆積と、出稼移民と呼ばれた人達の、血みどろな苦闘の結晶だといつてよい。

海外商業練習生

農商務省が、「海外實業練習生」といふのを始めたのは、明治二十九年である。爾後明治の末年に至る間、この施設によつて海外各地に派遣された練習生の數、及び練習業別は左の通りである。而してこれに關する練習生の名簿を繰つて見ると、なかなか興味深い顔觸れが現はれて來るのであつて、その顔觸れの中に、現在なほ我が移植民事業に關與し、若くはその第一線に立つて活動しつゝある人々の少くないのを發見することは、愉快この上もないので

ある。こゝにその名を披露する餘裕はないけれども、このやうな施設が、國民の海外發展に寄與するところの少くなかつたのを考へると、移民に就いて、もつと直接的な諸々の施設が行はれたらと、一層痛切に思はれるのである。

海外實業練習生一覽

業目	年別	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
一般商業	ニ	一	一	三	四	七	五	五	一	五	八	五	六	一	三	三	四	五
織物商業	一	一	四	一	四	一〇	四	二	四	二	三	三	三	二	二	二	五	一
絲商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水産物商業	一	一	一	一	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
農産物商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜商業	一	一	一	二	一	一	二	一	一	三	一	二	一	一	一	三	一	一
染織工業	一	一	一	五	四	五	五	二	四	一	五	五	一	二	三	四	三	一
機械工業	一	一	一	一	一	二	四	一	三	二	七	五	二	三	一	四	一	一

化學工業	一	一	七	一	四	三	五	三	一	五	七	四	六	四	四
飲食物工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜工業	一	一	一	一	一	二	三	四	五	五	八	四	一	一	二
電氣及瓦斯工業	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金屬精練業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農林業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
畜産業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
園藝業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水産業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇	三	六	三〇	一九	五	三	三	四	三	六	五	四	三	三

註 一般商業には二種以上の商業を兼ねるもの、雜商業は各商業何れにも屬せざる一種類の商業を爲すものを含む。

雜工業には各工業の何れにも屬せざる特殊の工業を含む。

三、移民會社の變遷

前記の如く、殆んど見るべき施設のなかつた明治の、否大正の半頃までの我國民の海外發展であつたが、しかし營利を目的とする移民取扱人（個人又は會社）だけは、なかなか多く存在した。移民取扱人は、個人のも會社組織のも、みな一樣に移民會社の語をもつて呼んだ。その方がピンと來るのである。而してこれら移民會社の活動狀況は、既にそれぞれ關係場面に於て、可成り詳しく記して來た。こゝに記するのは、その活動の狀況でなくて、その變遷である。

移民會社の元祖
 明治二十四年十二月設立の日本吉佐移民合資會社が、日本に於ける移民會社の開祖である。これに就いては上卷第五章、第六章中に記した。次で明治移民會社、横濱移民會社、海外殖民合資會社、神戸渡航合資會社といつたものが生れたが、何れも永續せず、二十七年四月、移民保護規則公布後、神戸渡航、海外渡航兩移民會社が創立せられ、森岡真また個人名儀をもつて移民取扱を開始した。移民保護規則の公布と共に、移民取扱人は一萬圓以上の保

移民保護規則公布後の移民會社

設金を積立なければならぬことになつたこと、これも既記の通りである。二十七年中、絲半商會、小倉商會といふのが、移民取扱を開始したが、前者はその年の内にこれを廢め、後者は二十九年に至つて、營業停止を命ぜられた。

日本吉佐移民會社は、三十年二月、組織を改めて東洋移民合資會社と改稱した。翌三十一年四月五日現在の移民取扱人は左の通りであつた。

明治三十一年の移民會社一覽

移民取扱人名	營業所所在地	營業許可年月	資本金	保證金	重役
神戶渡航合資會社	神戶	二十七年五月	三萬三百圓	一萬五千圓	今井 太左衛門 吉川 藤五郎
海外渡航株式會社	廣島	二十七年七月	六萬圓	四萬圓	佐藤 岩男
森岡眞	東京	二十七年十月	八千圓	一萬圓	森岡 眞
日本移民合資會社	大阪	二十九年八月	五萬圓	一萬圓	濱中 八太郎 島内 義雄
九州移民株式會社	熊本	二十九年九月	五萬圓	一萬圓	藤村 紫郎
東京移民合資會社	東京	二十九年九月	二萬圓	一萬圓	齋藤 忠太郎 堀谷 左治郎
東洋移民合資會社	東京	三十年二月	十萬圓	一萬圓	佐久間 貞一 中山 讓治

厚生移民株式會社	和歌山	三十年三月	五萬圓	一萬圓	佐山 正治 小切間 權右衛門
日本殖民株式會社	東京	三十年十二月	十萬圓	一萬圓	河瀬 勇治郎 加藤 平四郎
熊本移民株式會社	熊本	三十一年四月	四萬圓	一萬三千圓	小山 雄太郎

(殖民協會報告第四十五號)

その後、帝國殖民合資會社、山本錠一郎(個人)大阪渡航合資會社、村山保壽、谷口嘉一、福田清之助(各個人)等の移民取扱人が出で來たつたが、何れも長命を保つ能はず、三十八年中、現存したるものとして傳へられるところは左の通りだ。

三十八年現在のものたる十九の資本金の

移民取扱人	營業所所在地	資本金
東京移民合資會社	東京	一〇〇千圓
森岡眞	東京	二五〇
九州移民株式會社	熊本	五〇
熊本移民合資會社	熊本	六〇
廣島移民合名會社	廣島	五〇

第二十四章 我國に於ける移民施設の變遷

村山 小次郎	熊本	五〇
南海移民株式會社	高知	一〇〇
高木 加六	廣島	五〇
大陸殖民合資會社	東京	一、〇〇〇
合資會社三丸商會	廣島	五〇
小見 正孝	東京	一〇〇
關西移民合資會社	廣島	五二
晚成移民合資會社	廣島	五〇
皇國殖民株式會社	東京	二〇〇
神戸渡航合資會社	神戸	三〇
海外渡航株式會社	廣島	六〇
日本移民合資會社	神戸	五〇
東洋移民合資會社	東京	一〇〇
帝國移民合資會社	岡山	三〇

吹き来る
颶風

これら移民會社の主たる移民輸送地は、濠洲、加奈陀、メキシコ、布哇、比律賓であつた

第二十四章 我國に於ける移民施設の變遷

中國移民合資會社	廣島	五一
大野 傳榮	千葉	二〇
森島 壽雄	東京	五〇
防長移民合名會社	山口	五〇
中央移民株式會社	東京	七三
山陽移民合資會社	廣島	六〇
金尾 雅敏	廣島	八〇
仙臺移民合資會社	仙臺	二〇〇
日本殖民株式會社	横濱	一〇〇
周防移民合資會社	山口	六〇
資本金合計		三、〇七三

(大河平隆光「日本移民論」)

しかし濠洲は三十四年七月聯邦成立と同時に、比律賓は三十八年初頭、ベンゲット道路その他大工事終了と共に、また布哇は四十年十二月、日米紳士協約の成立をもつて、何れも移民會社の活動の餘地がなくなつてしまつた。メキシコは契約移民渡航後の成績が悪いのと、同國より北米に轉入するものが多く、ために北米排日派に種々の口實を與へるといふので、明治三十六年以後、政府の取締りが嚴重になり、漸次契約移民を送るものがなくなつてしまつた。またカナダは明治四十年のルミール協約（上卷第二十章三參照）の成立で、大量移民をこれに送ることが出来なくなつた。

四十二年
なほ命脈
を保つも
の

手廻しのいゝ移民會社は、早くから方向轉換を策して、南米方面に活路を開いたが、みなそうする譯にも行かず、移民會社はこゝで大きな自然淘汰が行はれた。即ち明治四十二年中なほ營業を繼續するものは、左の十會社に過ぎなかつた。

- 東洋移民合資會社
- 關西移民合名會社
- 中國移民合資會社
- 森岡商會、森岡眞
- 東京移民合資會社
- 山陽移民合資會社

- 皇國殖民合資會社
- 防長移民合資會社
- 明治殖民合資會社
- 日本殖民合資會社

（通商局「移民取扱人に依る移民の沿革」）

右の中、皇國殖民會社は、前表中の皇國殖民株式會社の變形（三十八年七月）したものであるが、同社は四十一年、第一回ブラジル移民輸送後、財政的危機に瀕して倒れ、その權利義務を繼承した竹村與右衛門が新に竹村殖民商館を設立、大正三年、竹村またこれを投げ出して、前記皇國殖民合資會社の業務擔當者たりし水野龍に譲つた。水野はこれをもつてまた新に南米殖民株式會社を設立した。この頃になると、右の十社中、なほ餘命を保つものは、森岡、東洋及び日本殖民位のものであつた。

大正三年
頃の移民
會社

海興の設
定と四社
の合併

大正六年十二月、南米殖民、東洋移民、日本殖民、これに日東殖民株式會社——この會社は曾て殆んど活動せず、只その存在の證明だけが誰かのポケットに入つてゐたのである——が加つて、四社一體となり、新に海外興業株式會社を設立した。九年十一月、森岡またこれに買収せられ、こゝに全く移民會社は一つとなつた。森岡は初め森岡眞個人の名儀であつた

が、普通これを森岡商會を稱し、大正二年森岡移民合名會社となり、七年十月より森岡移民株式合資會社と稱してゐた。

勝田藏相
の首唱

海外興業會社の創立及び移民會社の單一化については、外務、大藏兩當局が骨を折つてゐる。時の藏相勝田主計が、その首唱者である。「戦後に來るべき宇内形勢の變化に對應して、國力進展の途を拓き、且つ國民生活問題の解決を期せんがため、海外發展の大策を樹立するの必要を認め」、小移民會社を合同し、「移植民事業及び之に關する拓殖企業等の事業を經營せしむる」の意圖に出たものである。(海外興業會社小史)。

四、大正時代の民間施設

日本移民
協會

大正三年二月、天下の名士を連れて日本移民協會といふのが誕生した。黑板勝美、鈴木梅四郎、中野武營、中村進午、中村弼らが發起者で、會長大隈重信侯、副會長添田壽一、評議員に井上角五郎、井上通泰、新渡戸稻造、江原素六、内田嘉吉、床次竹二郎その他、堂々たる顔觸れが並んでゐる。出發の規模の大きさでは、榎本武揚の殖民協會のそれを思はせるも

のがあつた。時恰かも加州排日土地法實施の直後であり、また明治四十一年以來北米、ハワイ、カナダ行移民が殆んど中絶の形となり、代つてブラジルへの大量移民が初まる等、いろいろの刺戟があつたので、識者の關心がこれに向つて燃え出したのだと見てよからう。

簡易移民
訓練所

協會は五年四月、横濱に簡易移民訓練所を設置し、永田稠を所長とし、木内重四郎を顧問とした。これより前に、日本大學が植民科といふのを置いたことがあるけれども、長く續かず、臺灣協會學校の變身東洋協會學校が、臺灣、朝鮮、滿洲、支那方面に出かける者を養成してゐる位のものであつた。簡易移民訓練所は、名が簡易であつただけに、施設萬端頗る簡易で、訓練期間の如きも「渡航者横濱滞在期間を限度とす」といふやうな漠然たるものであつたけれども、四月二十日始業後一ヶ月間に、これに入るもの四百餘人に達したといふ。小さくはあつても、たつた一つの施設であつただけに、期待されるものがあつたのであらう。

全國移植
民協議會

協會は六年十二月東京に、全國移植民協議會なるものを開催、各府縣より參集した委員をもつて、移植民振興に關する方策を審議研究した。參集者中に大谷嘉兵衛、添田飛太郎、田中隆三、町田忠治、青柳郁太郎の顔も見え、論議決定した方策なるものは、左の通りである

天下の名流を集めて、練り上げたものとしては、少々内容が貧弱だが――。

第一、移植民地を調査すること

我が領土勢力範囲は勿論、世界の各方面に於て如何なる場所に如何なる種類、員数の國民を移植すべきかを調査し、一般公衆をして周知せしむる要あり、仍て移植民機關をして調査の結果を蒐集公表する方法を講ぜしむるを要す

第二、農業労働者は勿論、其の以外の移民並に一般渡航者を奨励すること

農業労働者以外の移民は、渡航したる外國に於て主として都市に就職し、其の後渡航せる移民を導きて内地に就職せしむるに便利なる地位に居るを以て、此等移民を渡航せしむれば延いて多數の我國民を渡航せしむべき端緒を啓き得べきが故に、此等移民の渡航を奨励せんことを要す

現状に照すに農業労働者より他の技術労働者が最も生存に適する所尠からざるが故に此方面の移植民を奨励指導する要あり

第三、全國各府縣に移植民保護奨励の機關を設くること

移植民事業を盛んならしめんと欲せば、各府縣に移植民保護奨励の公共機關を設けて之に順應する計を講ぜざるべからず、故に官民合同の公共機關を設け左の事業を行ふ

農業者も
非農業者も

各府縣に
公共機關を

- 1、渡航者の資格保證
- 2、優良なる移植民の推薦
- 3、旅行券下附手續の周知
- 4、在外縣民の保護
- 5、移民行政の研究

一、公共機關の組織

- 1、府縣知事指名の官吏並に府縣會議員、地方有力者五名以上
- ロ、前記の資格者を中心とする會

一、既設の公共機關にして前記資格ある人々に組織せらるゝものは之を承認すること

一、渡航者の資格改正

従來は資力に重きを置けるも將來は人物に重きを置き、其の資力に關する點は、前記機關の中心人物の保證に依りて之を補ふ

一、經費は地方の適宜に任ず（全國移植民協議會報告）

これが具體的にどれだけ行はれたことか、俄かに判定は出來ぬにしても、しかし移植民振

物よりも
人に

興方策研究のために、このやうな全國的會合が行はれ、そしてその會合から、このやうな方策の提示があつたといふことは、たしかし時勢の進展であり、慶賀すべきことであつた。

南洋協會
栽培協會

當時民間に於けるこの種團體としては、南洋協會、南洋栽培協會、廣島殖民協會、熊本海外協會があつた位である。南洋協會は、大正四年一月の創立で、内田嘉吉、井上雅二、井上敬次郎、早川千吉郎、小川平吉、郷隆三郎らの發起にかゝる。また南洋栽培協會は大正二年五月の創立であるが、これは廣く邦人の發展といふよりも、栽培業者だけの機關である。

廣島殖民
協會

廣島殖民協會は、後に廣島海外協會と改稱されたが、これの創立は大正四年九月である。廣島縣は早くから海外發展の盛んなところであつて、右協會設立の前年、即ち大正三年現在縣出身海外各地在留者四萬一千七百二十九人、その郷金送金高は三百六十九萬三千五百五十三圓に達したといはれる（日本移民協會報告第四號）。また當時、福島市に移民後援株式會社といふのがあり、渡航者に對し渡航費その他の貸付をやつてゐたのであるが、しかしこれは純然たる營利會社であつた。

力行會及
殖民學校

大正七年四月、崎山比佐衛が海外殖民學校を設立し、同年九月海外殖民貿易語學校が生れ

ラテン・
アメリカ
協會

た。また前後して二三地方に海外協會が設立され、大正十二年には日本力行會がその修養部を改組して日本力行會海外學校を設立した。日本力行會は、遠く明治三十三年の設立で、島貫兵太夫を會長とし、早くから青年の北米渡航に盡して來た。大正二年島貫歿するに及んで永田稠がこれを繼いだ。日本ラテン・アメリカ協會と共に、この種團體としては最も古い歴史を持つ。日本ラテン・アメリカ協會は、明治四十年の創立である。

大正年間
設立團體
一覽表

いま大正年間創立にかゝるもので、現存する移植民關係團體及びその創立の年月を示せば左の通りだ。

日本移民協會	大正三年二月	南洋栽培協會	大正二年五月
熊本海外協會	四年七月	廣島縣海外協會	四年九月
防長海外協會	七年十一月	南洋協會	四年一月
和歌山縣海外協會	七年十一月	海外殖民學校	七年四月
海外殖民貿易語學校	七年九月	香川縣拓殖協會	八年十一月
信濃海外協會	十一年一月	日本力行會海外學校	十二年十一月

海外協會中央會	十二年二月	沖繩縣海外協會	十一年十一月
南洋拓殖協會	十二年十一月	鹿兒島縣海外協會	十三年十一月
日本植民學校	十四年四月	長崎縣海外協會	十四年二月
石川縣移植民協會	十四年三月	日伯協會	十五年五月
岡山縣海外協會	九年一月	三重縣海外協會	十三年十二月

これらの大正年代設立の移植民關係機關が、悉く適切な活動と必要な施設とを怠らなかつたかどうかは疑問であるが、しかもみなこれ時勢の強い要求によつて生れ出たものであることは間違ひない。有力なるものは後に愈々發展し、寧ろ昭和時代に入つてから、政府の施設と相待つて、相當の成績を擧げてゐるやうである。しかし大正年代中、直接大衆に呼びかけて、その時代なりに一つの氛圍氣を作つたものは、矢張り日本移民協會であらう。同協會が隨時隨所に催した講習會講演會には、澁澤榮一、後藤新平、新渡戸稻造、海老名彈正といった人々が、壇上に躍り上つて叫んだものだ。大隈侯、板垣伯、杉浦重剛のいつた人々も、たまには引出されたやうである。澁澤は早くから米問題の解決に心を碎き、大正二年の排日

氛圍氣を作つたもの

土地法實施の際などは、直接加州に乗込んで、いろいろ奔走したやうである。

五、大戦以後現在に至る政府の施設

大正六年、政府の斡旋により海外興業會社が生れ、二三移民會社がこれに併合されたことは、前に記したが、これ實に海外企業及び移植民政策に對する、我が政府の明瞭なる意思表示の一つであり、大正日本最初の具體的、積極的施設だといつてよい。即ち當時の政府の氣構へを示したものに、

具體的
思表示

對南米並南洋企業放資並移植民政策改善の件

移植民政
策改善覺
書

南米並に南洋に對しては、我が經濟的發展を助長するが爲、企業投資機關を整備し、且つ我が移植民政策の改善を圖るの必要を認め、先づ差當り左の施設を爲す。

一、東洋拓殖會社に改正を加ふるの一端として、同會社をして廣く海外に於ける移植民金融機關の中樞たらしめ、尙之と母子の關係に立つべき移民會社についても、相當改善を加ふるの趣旨を以て、茲に一新會社を起し、現存する數多の移植民會社を併合せしめ、その組織を大にして、その信用を高めしめ、

南洋に於ては臺灣銀行、南米に於ては正金銀行

これに配するに適材を以てし、移植民の目的を達すると同時に、企業投資を爲さしむること
二、右會社は東洋拓殖會社をして相當の株式を所有せしめ、其の代表者を入れ會計其他監督を爲さしめ會社の基礎を強固ならしむること

三、本會社は南洋に於ては臺灣銀行、南米に於ては横濱正金銀行と連絡を保たしめ、又日本興業銀行とも關係を付けしめ、金融上遺憾なからしむること

四、移植民教育の發達を圖る爲、外國語學校を改善し、移植民に關する國際的教育を施し、他日海外に活動する人材の養成を爲すこと

備考 本件は既に關係大臣協議の上、實行済なるも、後日の爲書類として留め置くものなり。

大正七年九月十七日

大藏大臣(花押)

社會局に
移植民獎勵事務

東洋拓殖會社及び、これを母體とする海外興業會社が、右の趣旨を體して、活動を期したことは勿論であるが、しかし大戰戰終了後、俄かに巻き起つた經濟恐慌に伴ふ失業者の續出勞働爭議、小作爭議の頻發は、政府をして、更に海外移民への關心を深めさせた、即ち大正十年、内務省に社會局を設置すると、移植民獎勵に關する事務を、これに取扱はせること、

移植民取扱
手数料全廢

し、經費十萬圓を計上した。社會局はこれを主として、ブラジル移民の宣傳費に使用したことであるが、翌年もまた同額の支出があり、十二年になると、稍々その規模を擴大し、移植民宣傳、移民教養、移植取扱手数料の全廢(從來移植會社が移民から取つてゐたものを、政府が代つて出すことにした)震災移民百十名の渡航費補助、これに外務省關係の經費が加つて、合計三十五萬三千圓の支出となつた。

五ヶ年間
政府支出額

爾後、海外拓植事業獎勵のための施設が行はれるやうになり、内務、外務兩省のこれに關する費用は年々増額されたことであるが、今大正十三年以後、拓務省設置の前年たる昭和三年に至る五ヶ年間の、政府支出經費を見れば左の通りだ。

年度別	移植民保護 獎勵費雜計	補助費	貸付金	合計
十三年度	八四、一〇四	一八、一五〇	—	九九、二五四
十四年度	一〇五、〇七七	一五、〇五〇	—	一二〇、一二七
昭和元年度	一、四八八、二七	一八、〇〇〇	—	一、五〇六、二七
同二年度	一、九七、四九	二五、六〇〇	一八、〇〇	二、三七一、一八七

同 三 年 度 二、一〇四、二六

三、九四、九五

三、三八、〇〇〇

五、七、一〇八一

(井上雅二「海外移民問題の實際」)

右の中、貸付金とあるのは、海外移住組合及び同聯合會に對する企業費、生産資金の貸付である。補助金中にもこれに對するものが相當含まれてゐる。而してこれら政府支出は多くブラジル移民に關するものであつて、政府は海外移植民に關する限り、殆んど全力を擧げてブラジル移民の進展のために計つた。大量移民送地は他にないからである。即ち右五ヶ年間政府の渡航費補助ブラジル移民數は

大正十三年度

昭和二年度

九、八九〇

同 十四年度

同 三年度

一〇、七八三

同 十五年度

六、七二八

(拓務省「拓務要覽」)

移民收容所

昭和三年二月、神戸移民收容所の設置も、またこのブラジル移民のためである。この收容所設置前は、移民は船の出るまで、幾つもの宿屋に分れて泊つてゐた。

これより先き、政府は大正十三年帝國經濟會議に拓殖部會を置き、これに官民關係者を集

拓務省設置

めて「移植民保護獎勵の方策如何」を諮問し、十五年、南洋貿易會議を開いて、中に南方移植民の問題を取上げ、昭和二年十一月、拓務省設置準備委員會を置いて、外地統治事務の統理と、海外移植民及び拓殖事業の保護獎勵の目的を以て、新たに一省を設けるの準備に就いた。即ち政府は準備委員會の得たる成案を以て、新たに拓務省を設置するに決し、これが所要經費を第五十六議會に提出、その協賛を経て、四年六月、その官制を公布した。

元田肇の演説

國民の海外發展に關し、獨立の一省又は一局を置くべしといふ議論は、海外發展に留意するもの、間に、早くから行はれた。大正三年頃、外務省に移民局を置く計畫もあつたやうに傳へられ、大正三年九月、日本移民協會總會の席上、元田肇の演説中にも、

予は會て拓殖局總裁たりし當時、朝鮮臺灣の新領土を視察して、常局の施設が必ずしも實効を伴はざるを看取し、此方面にも移民を獎勵するの要あるを認めたるが、同時に日本民族の發展の素地を爲し、其閑滞なきを期せんためには、拓殖局の如き小規模を以てしては、到底目的を達するを得ず、是非共一省を設けて當らしめざるべからずと爲し、意を當局に致したることあり(日本移民協會報告第一號)

元田が拓殖局總裁をやつたのは、明治四十四年と、大正二年であるが、後者は遞信大臣兼

任だから「意を當局に致した」といふのは、明治四十四年のことであらう。無論拓殖局は朝鮮、臺灣、樺太、關東州の所謂新領土拓殖經營のために存在したのであつて、海外移植民のこととは關係がなかつた。しかも進んで民族發展の素地を爲し、その閑滞なきを期するたため、敢て一省を設けよといふのは、恐らくこの種の議論の先驅をなすものでないか。

拓務省官制第一條第二項に「拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外、移植民に關する事務及び海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理す。拓務大臣は前項の事務に付外務大臣を経由し領事官を指揮監督す」。同第七條に「拓務局に於ては、左の事務を掌る。一、他局の主管に屬するものを除くの外、移植民に關する事務。二、他局の主管に屬するものを除くの外、海外拓殖事業の指導に關する事務」。

即ち右官制の立前上、移植民及び海外拓殖事業の保護、獎勵、指導は、主として拓務局に於て行はれるのであるが、右の内海外拓殖事業に就いては、海外資源の調査及び紹介、移住適地の調査及び紹介、各種産業に對する指導、産業施設、公益施設に對する助成、拓植金融に關する施設が行はれ、移植民保護獎勵は、矢張りブラジル移民に關するものが多い。前に

拓務省官制と移植民

昭和四年以後の政府補助

も記したやうに、政府のブラジル移民に對する補助は、一戸當り一千三、四百圓に達するのであつて、政府の滿洲試驗移民に對する保護費と略々同額である（昭和八年二月十八日、貴議院に於ける永井拓相の答辯參照）。昭和四年拓務省設置の年より、同十年に至る政府補助移民數は

昭和四年度	一六、七〇九	同八年度	一一、〇〇六
同五年度	九、二一九	九年度	一一、七四一
同六年度	六、七四三	十年度	五、五二七
同七年度	一一〇、二七七	計	一〇二、二二二

右の中、昭和四年度四十九名のアルゼンチン行、同六年度サラワク行移民若干名を除き、他は悉くブラジル移民である。大正十二年百十名の震災移民に渡航費を補助して以來、昭和十年に至る十三年間に、十三萬七千八百二十四人に對し、一千九百二十萬九千五百二十二圓の渡航費を補助したといふことである（前出「拓務要覽」）。この間移民會社の移民取扱手数料全廢により報償金二百八十九萬八千九百七十三圓。おまけに昭和七年からは、渡航費の外

十三萬七千人に對し、百一十九萬圓

に仕度金を補助されるやうになり、ブラジル渡航者に關する限り、全く政府の補助だけで出かけられる。渡航費も、仕度金も、移民に對する手数料も、みな自分で出さなければならなかつた時代のそれと比較して、眞に隔世の感なきを得ない次第である。

外務省と
拓務省

拓務省の滿洲移民に就いては別に記した。また海外拓植事業に對する政府の前記指導、獎勵施設については、「拓務要覽」に詳しいからこれを省く。

日本に於ける企劃、施設は拓務省が、海外に於ける邦人關係の施設は外務省が——これが我が政府の移植民陣營への立前である。しかし海外に於ける外務省關係の現在の施設などは、その費用も、またその目標も、多く公表されることがないので、本書ではこれに觸れぬことにする。

邦人海外發展史 下卷終

邦人海外發展史年表

- 明治元年 ○新政府に外國事務局を置く○外國事務局を外國官と改む。○米人ヴァンリードの周旋により、布哇移民百五十三人、
グアム島移民四十名出發
- 明治二年 ○政府、外國官を廢し、外務省を置く○蘭人スネール、邦人四十名を伴つて加州にワカマツ・コロニーを開設○わが政府使節を布哇に派遣し、元年渡航移民の取戻し交渉。
- 明治三年 ○桑港に岡士(コンシュル)を置く○長野縣人赤羽根忠右衛門、米人の家僕となつて渡米○政府、幼兒賣買禁止を令す。
- 明治四年 ○政府、船を出してグアム島移民を連れ戻す○ワカマツ・コロニーの小女おけい死す○岩倉大使一行入米○長野縣人田中文藏、蠶卵紙を携へて渡米、養蠶を企つるも成らず○日布通商條約締結○ヴァンリード駐日布哇領事となる○琉球民六十六名臺灣に漂着、大部分虐殺さる。
- 明治五年 ○横濱のわが官憲、ペルーの奴隸船マリア・ルス號を捕へて、支那人二百三十名開放○米國留學生富田鐵之助、在紐育領事心得となる。
- 明治六年 ○日秘修交通商航海條約締結。
- 明治七年 ○臺灣征伐。
- 明治八年 ○佐藤桃太郎、ニューヨークに店を開く○ホノル、に日本領事代理心得(米人)を置く○露國と千島、樺太交換。
- 明治九年 ○わが政府、南滿洲政府よりの農業移民申込みを拒絶○榎本武揚子、南洋群島買収とニューギニア植民を建議す○營口

邦人海外發展史年表

に領事館を置く○浦羅斯德に貿易事務官を置く○森村豊、新井領一郎、増田林蔵、鈴木東一、伊達忠七等渡米。

明治十年 ○永野萬藏、英領ビクトリアに上陸。

明治十一年 ○野波小次郎、木曜島に上陸。

明治十二年 ○村井保固渡米。

明治十三年 ○在米邦人百四十八名○横濱正金銀行創立。

明治十四年 ○布哇王來朝、本邦移民誘致につき政府と交渉。

明治十六年 ○英人ジョン・ミラー、邦人三十七名を濠洲に誘致す。

明治十七年 ○外務省御用掛後藤猛太郎、鈴木經勳、マーシャル群島探險○眞池金造、アルゼンチンに上陸、定住す○大阪商船會社創立。

明治十八年 ○官約布哇移民第一回九百四十五人、第二回九百八十五人出發○新嘉坡に中川商店開店○加州に邦字新聞「東雲新聞」

生る○米國政府、「外國人契約労働者禁止令」公布○武蔵山治渡米○日本郵船會社創立。オイトウニ 小北ネノハ橋。

明治十九年 ○日布渡航條約締結○志賀重昂、布哇同胞の狀況を視る○島田元太郎、歳十六を以てウラジオに渡る。

明治二十年 ○布哇政府、在留日本人の参政權を奪ふ○兼松房次郎濠洲に渡る○井上覺五郎、三十餘名の郷民を率ゐて渡米○東洋汽船會社設立。

明治二十一年 ○濠洲ムリヤン製糖會社、わが農民百名をクキンスランドに誘致す○桑港に日本人愛國同盟生る○牛島謹爾渡米○

マニラに帝國領事館を置く。

明治二十二年 ○菅沼貞風、マニラに客死○新嘉坡帝國領事館開設○荒井達爾、五十名の農民を率ゐて渡米○高橋是清、日秘鐵業株式會社を起し、自ら渡秘○晚香坡に領事館を置く○大武和三郎渡伯。

明治二十三年 ○田口卯吉等南島商會設立○在米邦人二千三十九名○在木曜島小嶺磯吉、孤舟を操つてニューギニアに至る。

明治二十四年 ○日本吉佐移民合名會社設立○海外移住同志會、渡邊勘十郎をしてアメリカ及びカナダ在留邦人狀況を視察せしむ

三宅雪嶺等一行十名、濠洲、ニューカレドニア、ニューギニア地方視察のため出發○メキシコに帝國領事館を置く、藤田領事

代理等同國太平洋岸探檢○桑港税關長、邦人の上陸を拒む○在米牛島謹爾、初めてポテトを栽培す○石橋禹三郎、智利國に入

る。

明治二十五年 ○ニューカレドニア契約移民六百名渡航○外務省、高橋昌を派してニューヘブリヂス群島及びフィジー島を調査せ

しむ○佐野常樹フィリッピン調査○岩本千綱シヤムに渡る○シヤム殖民協會設立。

明治二十六年 ○榎本武揚子等殖民協會設立○根本正、メキシコ視察○外務省、在新嘉坡領事をして馬來半島南部西海岸地方を調

査せしむ○青柳郁太郎、ペルーを視察○布哇王朝顛覆○浪速、金剛兩艦ホノル、に入る○菅原傳、井上敬次郎等桑港より布哇に

渡る○布哇移民百三十餘名、グワテマラ國に轉航○南雲謙、木挽職十名を率ゐて印度に渡る○桑港學務局、邦人兒童の隔離を

決議。

明治二十七年 ○帝國議會、海外移民獎勵に關する決議案可決○布哇官約移民廢止○移民保護規則公布○フィジー島移民三百五名

ガード・ルツプ島移民四百九十名出發○移民會社、布哇移民輸送開始○布哇革命政府、邦人を壓迫し始む○パタビア邦商の草

分後藤實史、同地で逝く○ブラジルより日本移民の申込○根本正、官命を帯びてブラジル視察○日清戰爭。

邦人海外發展史年表

明治二十八年 ○フイジー島移民百十一名死す○ガード・ルツプ島移民百八十四名歸國○岩本千綱、三十名の移民を率ゐて再び渡
暹○宮崎滔天、更に二十名を率ゐて渡暹○墨國移住組合設立○在米邦人六千人○辻謙之助、ニューギニアで土地交渉○日伯修
好通商航海條約締結。

明治二十九年 ○移民保護法實施○ガード・ルツプ居留移民全部歸國○石原哲之助、三十名の移民を率ゐて馬來半島に渡る○大川
清、十名の漁夫を伴つて新嘉坡近海で漁業に従事○農商務省、海外實業練習生のことを始む○郵船會社、濠洲航路を開く。

明治三十年 ○布哇政府、わが移民を拒絶す、神戸集合移民二千人、軍艦浪速急航○副島八十六、馬來半島探検○榎本子、墨國政
府と土地契約成る○草鹿砥寅二、二十八名を率ゐて渡暹○濠洲邦人二千人を越ゆ○政府、クインズランド及び木曜島渡航者を
差止め○東洋移民會社、ブラジル移民を計畫して成らず、○日本移民會社、ブラジルのエ・フイオリタ會社と移民輸送の假契
約○珍田公使、ブラジルに赴任。

明治三十一年 ○古谷駒平、ケープタウンに店を開く○アラスカ在留邦人五十人○ペルー國、わが契約移民の入國を許可する旨の
大統領令を發す○在米牛島謙爾、桑港の正金銀行支店に五萬弗の預金を持込む○米國、布哇及び比律賓併合○北滿邦人の草分、
宮本千代、浦鹽よりハルビンに入る。

明治三十二年 ○渡米者三千三百九十五人、在米邦人三万五千人○第一回ペルー契約移民七百九十名渡航○ペルー移民九十一名ボ
リビヤに入る○米國の移民法布哇に實施、わが政府布哇行契約移民禁止。

明治三十三年 ○わが政府、アメリカ及びカナダ移民の渡航を一時禁止○ブリテッシュ・コロンビア州在留邦人四千五百人○布哇
に黒死病發生し、日支人居住地燒打、罹災邦人三千六百名○南米最初の帝國官吏野田良治リマに赴任○島貫兵太夫、日本力行

會設立。

明治三十四年 ○濠洲聯邦成る○ホノル、入港邦人侮辱事件○ブラジルの移民業者來朝、日本移民の誘致を企て、成らず○シベリ
ア在留邦人四千三百二十六人。

明治三十五年 ○笠田直吉等、馬來半島に於てゴム栽培を始む○島村抱月、新嘉坡の日本ムスメの實況を見る○濠洲政府、「移住民
制限令」實施○わが政府、制限を附して渡米禁止を緩和す。

明治三十六年 ○比島移民一千四百七十名渡航○在マニラ邦人三十名、ダバオに入る○總領事を會長に、ホノル、に布哇中央日本
人會生る○西原清東、大西利平等、テキサスに米作を始む。

明治三十七年 ○比島移民一千六百二十六名渡航○太田恭三郎、百五十名の同胞を率ゐてダバオに入る○日露戦争。
明治三十八年 ○加州邦人耕作面積六萬一千八百五十八英町に達す○カイゼルの黃禍論、加州を風靡す、桑港市民大會、日韓人排
斥協會生る○杉村公使、ブラジルに赴任、サンパウロ州を絶讚す○東洋移民會社、英領大洋島移民開始○東洋汽船會社、南米

西海岸航路を開く。
明治三十九年 ○桑港大火、邦人學童問題勃發○隈部三郎等渡伯○藤崎三郎助、サンパウロ市に日本商店を開く○水野龍、サンバ

ウロに於て移民交渉開始○高月一郎、佛領印度支那へ○南滿洲鐵道株式會社創立。

明治四十年 ○明治三十五年よりこの年迄六ヶ年間、布哇より米國本土に轉航せるもの三萬八千三十六人に達す○米國大統領、轉
航禁止令を發す○日米紳士協約成る○布哇邦人カナダに入るもの二千四百三十六名○カナダ労働大臣來朝、所謂ルミール協約成

立○山縣勇三郎渡伯○ブラジル移民契約成る○堤林數衛、青年十六名を率ゐて爪哇に渡る○ダバオに太田興業會社成立。
邦人海外發展史年表

- 明治十一年 ○ブラジルに第一回移民渡航、上塚周平等同航す○水野龍、移民契約を改訂し、植民地設置に關する特權を放棄す○明治植民會社扱ベルー移民困難す○布哇在住邦人七萬二千八十三人○南洋華僑の日本品ポイコット○青柳郁太郎、桂首相、平田内相にブラジルに植民地開設の急務を説く○コロンビア國人、日本移民十萬人招致計畫を携へて來朝○東洋拓殖會社設立○復本武揚子歿す。
- 明治十二年 ○布哇同胞七千のストライキ○伊藤清藏博士渡亞、時に在亞邦人二百人内外○白瀬中尉南極探險。
- 明治十三年 ○依岡省三、サラワク王國に土地を租借○東洋移民會社、マカテア島移民開始○第二回ブラジル移民出發○千田平助智利に入る○日韓合併條約成る。
- 明治十四年 ○馬來半島邦人ゴム園地積八萬三千七百八十九英町○ニューカレドニア在留邦人一千九百三十四名○加州日本人會在米日本人會と改稱。
- 大正二年 ○加州排日土地法施行○加州同胞所有土地三萬九千英町○サンパウロ政府、日本移民の渡航費補助を中止す○ブラジル拓植株式會社設立○滿鐵、除隊兵移民を始む○リマ市にアンデス時報生る。南米邦人活字新聞の嚆矢。
- 大正三年 ○二十一ヶ條問題で、南洋華僑日本品ポイコット○日本移民協會生る○歐洲戰爭○南洋群島占領。
- 大正四年 ○在サンパウロ、平野植民地開設○滿洲愛川村移民入植○大阪商船、南米航路開始○南洋協會生る。
- 大正五年 ○竹村、東洋、森岡各移民會社、ブラジル移民組合を組織○ブラジル移民復活。
- 大正六年 ○馬來半島ゴム用地拂下制限令實施○英領馬來邦人八千八百八十三人、蘭領三千六百三十五人○海外興業株式會社設立。
- 大正七年 ○上塚周平、イタコロミ植民地建設に着手。

- 大正九年 ○政府、寫眞結婚婦人の渡米禁止○加州の同胞、借地權を奪はる○尼港事件○在新嘉坡總領事、管内娘子軍遂放。
- 大正十年 ○政府、移民保護獎勵費十萬圓計上。
- 大正十一年 ○米國大審院、日本人の歸化不能判決○信濃海外協會設立。
- 大正十二年 ○サンパウロ州政府、本邦移民渡航費補助廢止○ベルー行契約移民廢止○關東大震災、海外同胞よりの義捐金多し○海外協會中央會設立。

- 大正十三年 ○米國排日移民法實施○ブラジル聯邦議會に排日法案現はる○信濃海外協會、サンパウロに移住地建設を始む。
- 大正十四年 ○橋谷特熊自殺。
- 大正十五年(昭和元年) ○外務省主催南洋貿易會議○日伯協會設立○隈部三郎逝く。
- 昭和二年 ○海外移住組合法制定○海外移住組合聯合會生る○在伯、星名謙一郎逝く○日本婦人海外協會設立
- 昭和三年 ○南米拓殖、アマゾン興業兩會社設立○濟南事件の勃發で、南洋華僑の對日ポイコット。
- 昭和四年 ○拓務省設置○コロンビア國に邦人移住地開設。
- 昭和六年 ○滿洲萬寶山事件○滿洲事變○外務省、海外實習移民を始む。
- 昭和七年 ○滿洲移民計畫團體續出○拓務省第一回武裝移民渡滿○各國移民ブラジル入國數中、日本移民初めて第一位を占む○日伯中央協會設立。
- 昭和八年 ○在サンパウロ邦人、渡伯移民開始二十五周年記念祭を行ふ○ブラジル渡航本邦人二萬四千四百九十四人。
- 昭和九年 ○ブラジル政府移民制限○在伯日伯文化協會設立○ブラジル渡航本邦人二萬一千九百三十人○外務省に亞米利加局新設

昭和十年 ○南領東印度に外國人勸勞條例實施、邦人渡航に影響甚大○拓務省に海外拓殖委員會設置○アマゾンニア産業株式會社成立○財團法人海外渡航助成會成立○在伯上塚周平死○訪伯經濟使節團出發○ホノル、に於て、本邦官約移民渡航開始五十年記念舉行○グバオに土地問題勃發。

昭和十一年 ○ペルー國、移民及び營業制限令公布○アマゾン土地問題起る○パラグアイ國に邦人移住地開設○サンパウロに日本病院起工○外務省内に移民問題研究會設立○在外邦人二百一十一萬九千人(關東州及び南洋委任統治地域を含む)。



(出文協承認 ア 300,044號)

昭和十七年十一月三十日印刷
昭和十七年十二月五日發行

邦人海外發展史
定價 金七圓
(五〇〇部)

著作者 入江 寅次
發行者 東京市神田區錦町一ノ二三 井田 宗一
(文協會員一〇二、五〇三番)
印刷者 東京市下谷區上野山下町一ノ二 栗原 光三
(東東五六七)
配給元 東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

發行所 東京市神田區錦町一ノ二三 株式會社 井田書店
振替東京二九四四番
電話 神田 二三八一 番

218491





